

## 第26期 〈2022年4月1日～2023年3月31日〉

# 定時株主総会 招集ご通知

### 日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時  
（受付開始時刻：午前9時）

### 場所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号  
コレド室町1（4階）日本橋三井ホール  
※末尾の「第26期定時株主総会 会場のご案内」をご参照下さい。

### 報告事項

- ▶ 第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ▶ 第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- ▶ 第1号議案 剰余金処分の件
- ▶ 第2号議案 取締役8名選任の件
- ▶ 第3号議案 監査役2名選任の件
- ▶ 第4号議案 取締役の固定報酬及び賞与に関する報酬額改定並びに取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件
- ▶ 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

### 目次

第26期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	32
連結計算書類	61
計算書類	63
監査報告	65

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の贈呈は取り止めております。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



## 第26期定時株主総会招集ご通知

平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。  
三井化学株式会社 社長の橋本 修です。  
さて、当社第26期定時株主総会を以下のとおり開催いたします  
ので、ご通知申し上げます。

**日時** 2023年6月27日(火曜日) 午前10時 (受付開始時刻：午前9時)

**場所** 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号  
コレド室町1(4階) 日本橋三井ホール

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】  
<https://jp.mitsuichemicals.com/jp/ir/library/notice/index.htm>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】  
<https://d.sokai.jp/4183/teiji/>



【上場会社情報サービス（東京証券取引所）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセス頂く場合は、銘柄名（三井化学）または証券コード（4183）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。）

当社グループは、社会と当社グループの持続的な成長のために、全社一丸となって取り組んでいます。株主の皆様におかれましては、本招集ご通知に記載しております当社の状況についてご確認頂き、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

2023年5月31日  
東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
三井化学株式会社 代表取締役社長 橋本 修

## 会議の目的事項

### 1.報告事項

- ▶第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ▶第26期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

### 2.決議事項

- ▶第1号議案 剰余金処分の件
- ▶第2号議案 取締役8名選任の件
- ▶第3号議案 監査役2名選任の件
- ▶第4号議案 取締役の固定報酬及び賞与に関する報酬額改定並びに取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件
- ▶第5号議案 監査役の報酬額改定の件

#### <株主様へのお願い>

- ・当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、当日までのお身体の状態にもご留意頂き、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。体調不良と思われる方には、運営スタッフが体調を確認させて頂く場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトにはアクセスの上、ご確認頂くことを原則とし、基準日までに書面交付請求を頂いた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、業務の適正を確保するための体制、株式会社の支配に関する基本方針、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、書面交付請求を頂いた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。また、株主の皆様への参考情報として、連結キャッシュ・フロー計算書の要旨及び連結包括利益計算書の要旨につきましても、前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。したがって、本招集ご通知は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

本招集ご通知又は電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにも、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 事前の議決権行使の方法について

本招集ご通知をご確認の上、次頁の「議決権行使のご案内」のとおり、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。



書面  
(郵送)



インターネット  
等



## 書面(郵送)の場合

▶ 行使期限

2023年6月26日(月曜日)  
午後5時40分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。ご返送頂いた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入下さい。

#### 第1・4・5号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印  
否認する場合……………「否」の欄に○印

#### 第2・3号議案

全員賛成の場合……………「賛」の欄に○印  
全員否認する場合……………「否」の欄に○印  
一部の候補者を否認する場合…「賛」もしくは「否」の欄に○印をした上で、「賛」の場合は、否認される候補者番号を、「否」の場合は、賛成される候補者番号を枠内に記載して下さい。



スマートフォンによる議決権行使に必要な、QRコードが記載されています。

当日ご出席されない方へ

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。右記をご参照の上、いずれかの方法にてご行使下さいますようお願い申し上げます。

### 重複行使について

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。



## インターネット等の場合

▶ 行使期限

2023年6月26日(月曜日)  
午後5時40分まで

### QRコードを読み取る方法

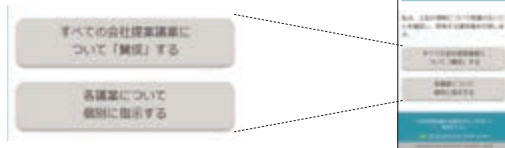
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの商標登録です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインの上、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取って頂くと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

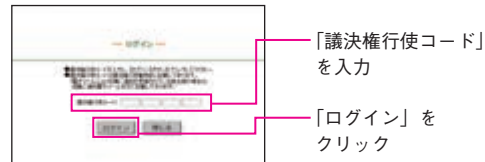
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



「次へすすむ」を  
クリック

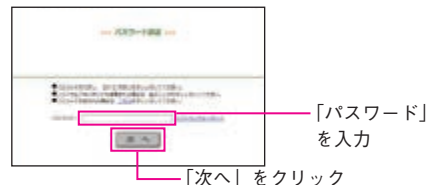
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」  
を入力

「次へ」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号:0120-652-031(フリーダイヤル)(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用頂くことが可能です。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案いたします。

株主還元につきましては、自己株式取得を含めた、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する総還元性向30%以上、親会社の所有者に帰属する持分に対する分配率（DOE）3%以上を目指すこととしております。

内部留保につきましては、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境の見通し等を総合的に勘案し、次のとおりいたしたいと存じます。

配当財産の  
種類

配当財産の割当てに関する事項  
及びその総額

剰余金の配当が  
効力を生じる日

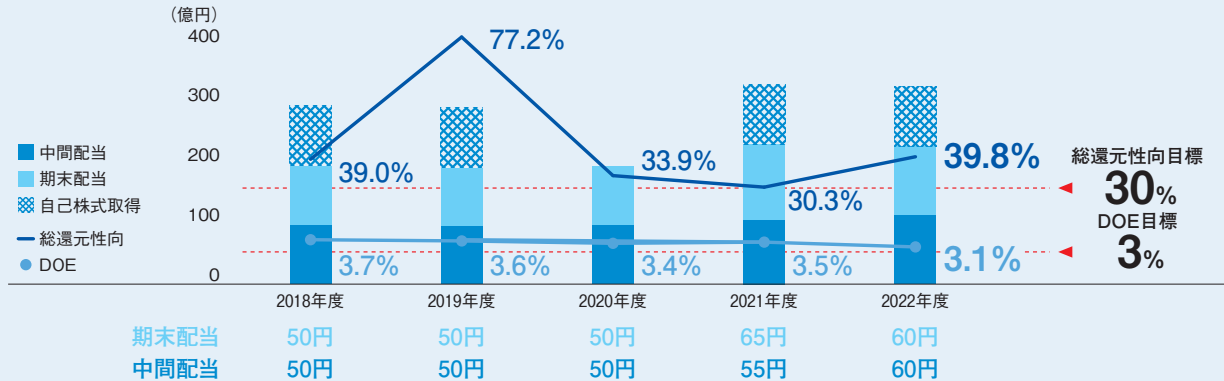
金 銭

1株につき 金60円  
総額11,403,965,160円

2023年6月28日

## ご参考

### 総還元性向について

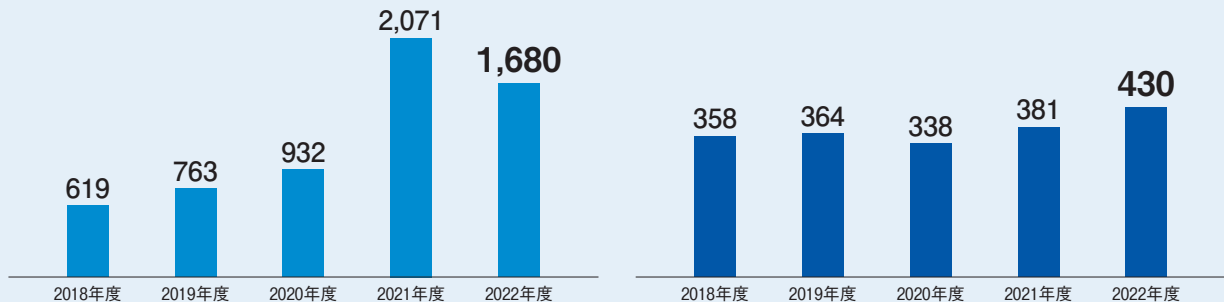


### 設備投資額について

(単位:億円)

### 研究開発費について

(単位:億円)



総還元性向 = (株主配当総額 + 自己株式の取得総額) / 親会社の所有者に帰属する当期利益

DOE = 株主配当総額 / 親会社の所有者に帰属する持分

※当社は2020年度より国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。従いまして、2020年度以降はIFRSに基づき作成しております。

※2021年度の期末配当は、記念配当5円 (創立25周年記念) を含みます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、8名のうち3名は社外取締役候補者としております。取締役候補者は、次のとおりであります。

男性7名（87.5%） 女性1名（12.5%）

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当	在任期間	取締役会出席状況
1	淡輪 敏 <small>たんのわ つとむ</small>	再任	取締役会長	11年	13/13
2	橋本 修 <small>はしもと おさむ</small>	再任	代表取締役社長執行役員 業務執行全般統括（CEO）	5年	13/13
3	芳野 正 <small>よしの ただし</small>	再任	代表取締役専務執行役員 CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポンスブル・ケア委員会担当、研究開発本部、生産・技術本部、ベシック&グリーンマテリアルズ事業本部及びグリーンケミカル事業推進室管掌	2年	13/13
4	中島 一 <small>なかしま はじめ</small>	再任	代表取締役専務執行役員 CFO 経理部、総務・法務部、コーポレートコミュニケーション部及びコンプライアンス委員会担当	3年	13/13
5	安藤 嘉規 <small>あんどう よしのり</small>	再任	取締役専務執行役員 CHRO 人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America、Mitsui Chemicals Europe 担当	1年	11/11
6	吉丸 由紀子 <small>よしまる ゆきこ</small>	再任	社外 独立 取締役	4年	13/13
7	馬淵 晃 <small>まぶち あきら</small>	再任	社外 独立 取締役	2年	13/13
8	三村 孝仁 <small>みむら たかよし</small>	再任	社外 独立 取締役	1年	11/11

再任 再任取締役 社外 社外取締役 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 現在、当社と吉丸由紀子氏、馬淵晃氏及び三村孝仁氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。吉丸由紀子氏、馬淵晃氏及び三村孝仁氏が再任された場合、当社と各氏の間で当該契約を継続する予定であります。  
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、再任され就任した後も引き続き被保険者となります。本保険契約は2023年6月に更新の予定であります。

#### 【保険契約の内容の概要】

- 被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- 補償の対象となる保険事故の概要  
被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について填補されます。
- 会社役員職務の適正性が損なわれなかったための措置  
被保険者の故意、違法な私利私欲、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。



特に期待されるスキル・経験

企業経営／ 経営企画	事業ポート フォリオ変革	研究開発／ 生産・技術	新規事業創出／ M&A	グローバル ビジネス	財務・会計／ ファイナンス	リスク マネジメント	ダイバーシティ ／組織・人材 マネジメント	サステナ ビリティ
●							●	●
●			●					●
●		●		●				
					●	●		
				●			●	
●				●			●	
	●	●				●		
●	●			●				

(注) 上記一覧表(スキル・マトリックス)は、2022年度に開催した人事指名委員会において、審議・決定いたしました。当該決定にあたっては、当社取締役・監査役に求められるスキル・経験の定義を長期経営計画「VISION 2030」に連動した内容に見直し、「特に期待されるスキル・経験」※として9項目に分類いたしました。その上で、取締役会構成員が有するスキル・経験の全体的なバランスを適切に可視化し管理するために、取締役・監査役一人当たり認める項目の数に上限(最大3つ)を設けることといたしました。

これにより、本スキル・マトリックスには、従前のスキル・マトリックスの記載と異なる箇所がございますが、これは、上記見直し等を反映した結果であり、且つ、取締役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

※ 特に期待されるスキル・経験の詳細については、25頁記載の通りであります。

候補者  
番号

1

たんのわ つとむ

淡輪 敏 (71歳)

生年月日 1951年10月26日  
所有する当社株式の数 72,494株  
在任期間 11年  
取締役会の出席状況 13回／13回（100%）  
当社における地位・担当 取締役会長  
重要な兼職の状況 KDDI(株)社外取締役  
東京ガス(株)社外取締役（2023年6月就任予定）



再任

略 歴

1976年 4月 当社入社  
2007年 4月 当社執行役員  
2010年 4月 当社常務執行役員  
2012年 6月 当社取締役常務執行役員  
2013年 4月 当社取締役専務執行役員  
2014年 4月 当社代表取締役社長執行役員  
2020年 4月 当社代表取締役会長  
2022年 6月 KDDI(株)社外取締役 現在に至る  
2023年 4月 当社取締役会長 現在に至る  
2023年 6月 東京ガス(株)社外取締役（予定）

選任理由

人事、基礎化学品を中心とする事業、工場など幅広い経験をベースとして当社業務に深く精通しております。また、2014年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の業績回復のために陣頭に立って邁進し、実績を上げました。2020年からは代表取締役会長として、これまでの経験に基づき実効的な経営監督の実現に貢献してまいりました。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者  
番号

2

は し も と お さ む

橋本 修 (59歳)

生年月日 1963年10月19日  
所有する当社株式の数 33,392株  
在任期間 5年  
取締役会の出席状況 13回／13回（100%）  
当社における地位・担当 代表取締役社長執行役員  
業務執行全般統括（CEO）



再任

## 略 歴

1987年 4月 当社入社  
2015年 4月 当社執行役員  
2017年 4月 当社常務執行役員  
2018年 6月 当社取締役常務執行役員  
2019年 4月 当社取締役専務執行役員  
2020年 4月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る

## 選任理由

人事、ヘルスケアを中心とする事業及び事業企画など幅広い経験をベースとして当社業務に深く精通しており、さらには、経営企画部長として当社経営全般を俯瞰する業務も経験しております。また、近年は、ヘルスケア事業本部長として2025年度を見据えた長期経営計画実現のための重要な一翼を担いました。2020年からは代表取締役社長として、新型コロナウイルス感染症流行やウクライナ危機の発生といった不測の事態の中、全社員の先頭に立って当社を牽引し、実績を上げております。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者  
番号

3

よしの ただし

芳野 正 (61歳)

生年月日	1961年8月5日
所有する当社株式の数	29,400株
在任期間	2年
取締役会の出席状況	13回／13回（100%）
当社における地位・担当	代表取締役専務執行役員 CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポ ンシブル・ケア委員会担当 研究開発本部、生産・技術本部、ベーシック&グリーン マテリアルズ事業本部及びグリーンケミカル事業推進室 管掌



再任

略 歴

1987年	4月	当社入社
2016年	4月	当社執行役員
2018年	4月	当社常務執行役員
2018年	7月	当社常務執行役員 兼 上海中石化三井化工有限公司董事長
2020年	4月	当社専務執行役員 兼 上海中石化三井化工有限公司董事長
2021年	6月	当社取締役専務執行役員 兼 上海中石化三井化工有限公司董事長
2022年	4月	当社代表取締役専務執行役員 現在に至る

選任理由

長年にわたる工場、事業での豊富な経験に基づき基礎化学品を中心とした事業分野に精通しております。さらには、海外現地法人社長も経験し、グローバル経営への知見も豊富であります。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者  
番号

4

な か じ ま は じ め

中島 一 (62歳)

生年月日 1960年10月10日  
所有する当社株式の数 16,571株  
在任期間 3年  
取締役会の出席状況 13回／13回（100%）  
当社における地位・担当 代表取締役専務執行役員  
CFO  
経理部、総務・法務部、コーポレートコミュニケーション部及びコンプライアンス委員会担当



再任

## 略 歴

1984年 4月 当社入社  
2017年 4月 当社執行役員 経理部長  
2020年 4月 当社常務執行役員  
2020年 6月 当社取締役常務執行役員  
2022年 4月 当社取締役専務執行役員  
2023年 4月 当社代表取締役専務執行役員 現在に至る

## 選任理由

長年にわたる経理業務の経験から、当社グループの財務会計面を中心に深く精通しており、また、事業企画も経験し幅広い知見を有しております。2020年にCFOに就任し、2022年からは、総務・法務部担当役員としてリスクマネジメント体制の高度化を牽引しております。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者  
番号

5

あ ん ど う よ し の り  
**安藤 嘉規** (59歳)

生年月日 1964年1月3日  
所有する当社株式の数 18,921株  
在任期間 1年  
取締役会の出席状況 11回／11回 (100%)  
当社における地位・担当 取締役専務執行役員  
CHRO  
人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America、Mitsui Chemicals Europe 担当



再任

略 歴

1986年 4月 当社入社  
2014年 4月 当社理事 人事部副部長  
2015年 4月 当社理事 人事部長  
2016年 4月 当社執行役員 人事部長  
2019年 4月 当社常務執行役員  
2021年 4月 当社専務執行役員  
2022年 6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る

選任理由

海外勤務を含めた事業本部、秘書室など幅広い業務を経験し、当社の事業や業務内容に精通しており、特に人事業務に深い知見を有しております。また、近年は海外の地域統括会社や関係会社支援部も担当しており、グループ・グローバル経営に関する知見も豊富であります。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができるかと判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者  
番号

6

 よ し ま る ゆ き こ  
**吉丸 由紀子** (63歳)


再任

社外

独立

生年月日 1960年2月1日  
 所有する当社株式の数 2,400株  
 在任期間 4年  
 取締役会の出席状況 13回／13回（100%）  
 当社における地位・担当 取締役  
 重要な兼職の状況 積水ハウス(株)社外取締役  
 ダイワボウホールディングス(株)社外取締役

## 略 歴

1982年 4月 沖電気工業(株)入社  
 1998年 4月 Oki America Inc.取締役 兼 沖電気工業(株)ニューヨーク事務所長  
 2004年 10月 日産自動車(株)ダイバーシティディベロップメントオフィス室長  
 2008年 4月 (株)ニフコ入社  
 2011年 6月 同社執行役員  
 2018年 4月 積水ハウス(株)社外取締役 現在に至る  
 2019年 6月 当社取締役 現在に至る  
 2021年 6月 ダイワボウホールディングス(株)社外取締役 現在に至る

 選任理由・  
期待される  
役割の概要

ダイバーシティ推進をはじめとする他の会社の役員としての経験及び豊富な国際経験に基づく高い見識をもとに、当社経営全体を客観的に評価しており、当社取締役会でも、グローバルな視点やダイバーシティ等の観点から積極的な発言を行っております。引き続き、当社の経営に対する有益なご助言を頂くとともに、当社経営監督の実効性向上に寄与頂けるものと考えております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として経営陣の指名・報酬における透明性・妥当性確保にも寄与頂けるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(注) 吉丸由紀子氏は、2018年6月まで(株)ニフコの執行役員を務めておりました。当社は、2020年度、2021年度及び2022年度に当社に対し、当社製品を販売しておりますが、その対価として当社が受け取った金額は、当社の各事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。

候補者  
番号

7

まぶち あきら  
**馬淵 晃** (69歳)

生年月日 1953年9月11日  
所有する当社株式の数 1,700株  
在任期間 2年  
取締役会の出席状況 13回／13回（100%）  
当社における地位・担当 取締役



再任

社外

独立

略 歴

1979年 4月 富士重工業(株)（現 (株)SUBARU）入社  
2005年 4月 同社執行役員  
2007年 6月 同社常務執行役員  
2010年 6月 同社取締役専務執行役員  
2015年 6月 同社監査役  
2021年 6月 当社取締役 現在に至る

選任理由・  
期待される  
役割の概要

企業経営者や監査役としての豊富な経験、さらには、当社が注力しているモビリティ分野に関する高い見識をもとに、当社経営全体を客観的に評価しており、当社取締役会でも事業戦略の妥当性やガバナンス等の観点から積極的な発言を行っております。引き続き、当社の経営に対する有益なご助言を頂くとともに、当社経営監督の実効性向上に寄与頂けるものと考えております。また、人事指名委員会委員として経営陣の指名における透明性・妥当性確保に寄与頂くとともに、役員報酬委員会委員長として、経営陣の報酬に関する議論の実効性向上に寄与頂けるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(注) 馬淵晃氏は(株)SUBARU監査役として日頃より法令順守や内部統制について提言を行っておりました。在任中の2017年～2018年にかけて、同社一部工場の完成検査工程において不適切な行為が行われている事実が判明しましたが、同氏は、当該事実の判明後は、原因の究明と再発防止に向けた取り組みについて適宜報告を受けるとともに、様々な提言を行いました。



候補者  
番号

8

みむら たかよし

**三村 孝仁** (69歳)

生年月日 1953年6月18日  
 所有する当社株式の数 200株  
 在任期間 1年  
 取締役会の出席状況 11回／11回 (100%)  
 当社における地位・担当 取締役  
 重要な兼職の状況 テルモ(株)顧問  
 (株)オートボックスセブン社外取締役  
 日本特殊陶業(株)社外取締役 (2023年6月就任予定)



再任

社外

独立

## 略 歴

1977年 4月 テルモ(株)入社  
 2002年 6月 同社執行役員  
 2003年 6月 同社取締役執行役員  
 2007年 6月 同社取締役常務執行役員  
 2010年 6月 同社取締役専務執行役員  
 2017年 4月 同社代表取締役会長  
 2021年 6月 (一社)日本医療機器産業連合会会長 現在に至る  
 2022年 4月 テルモ(株)取締役顧問  
 2022年 6月 同社顧問 現在に至る  
 2022年 6月 (株)オートボックスセブン社外取締役 現在に至る  
 2022年 6月 当社取締役 現在に至る  
 2023年 6月 日本特殊陶業(株)社外取締役 (予定)

 選任理由・  
期待される  
役割の概要

企業経営者としての豊富な経験、業界団体トップとしての活動経験、さらには、当社が注力しているヘルスケア分野に関する高い見識をもとに、当社経営全体を客観的に評価しており、当社取締役会でも事業戦略の妥当性やマネジメントの高度化に向けた視点から積極的に発言を行っております。引き続き、当社の経営に対する有益なご助言を頂くとともに、当社経営監督の実効性向上に寄与頂けるものと考えております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として経営陣の指名・報酬における透明性・妥当性確保にも寄与頂けるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(注) 三村孝仁氏は、テルモ(株)の顧問を兼職しております。当社は、2020年度、2021年度及び2022年度に同社に対し、当社製品を販売しておりますが、その対価として当社が受け取った金額は、当社の各事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 徳田省三氏及び藤塚主夫氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は、後藤靖子氏及び小野純司氏であります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案が原案どおり可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。

候補者	氏名		当社における地位	在任期間	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
一	くぼ まさはる 久保 雅晴	現任	常勤監査役	3年	13/13	17/17
一	にしお ひろし 西尾 寛	現任	常勤監査役	1年	11/11	14/14
一	しんぼ かつよし 新保 克芳	現任 社外 独立	監査役	6年	12/13	16/17
1	ごとう やすこ 後藤 靖子	新任 社外 独立	監査役	—	—	—
2	おの じゅんし 小野 純司	新任 社外 独立	監査役	—	—	—

現任 現任監査役 新任 新任監査役 社外 社外監査役 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 後藤靖子氏及び小野純司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤靖子氏及び小野純司氏が選任された場合、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各監査役は既に本保険契約の被保険者となっており、保険契約更新後も引き続き被保険者となります。また、後藤靖子氏及び小野純司氏についても、選任され就任しましたら、被保険者となります。本保険契約は2023年6月に更新の予定であります。
- 【保険契約の内容の概要】
- 被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
  - 補償の対象となる保険事故の概要  
被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について填補されます。
  - 会社役員職務の適正性が損なわれなための措置  
被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。
4. 当社の監査役任期は4年であり、久保雅晴氏は2020年6月24日開催の第23期定時株主総会において、西尾寛氏は2022年6月24日開催の第25期定時株主総会において、新保克芳氏は2021年6月25日開催の第24期定時株主総会においてそれぞれ選任（新保克芳氏については再任）され就任しております。

## 特に期待されるスキル・経験

企業経営／ 経営企画	事業ポート フォリオ変革	研究開発／ 生産・技術	新規事業創出／ M&A	グローバル ビジネス	財務・会計／ ファイナンス	リスク マネジメント	ダイバーシティ ／組織・人材 マネジメント	サステナ ビリティ
●					●	●		
					●	●		
			●			●		
					●	●		●
			●		●	●		

(注) 上記一覧表(スキル・マトリックス)は、2022年度に開催した人事指名委員会において、審議・決定いたしました。当該決定にあたっては、当社取締役・監査役に求められるスキル・経験の定義を長期経営計画「VISION 2030」に連動した内容に見直し、「特に期待されるスキル・経験」※として9項目に分類いたしました。その上で、取締役会構成員が有するスキル・経験の全体的なバランスを適切に可視化し管理するために、取締役・監査役一人当たり認定する項目の数に上限(最大3つ)を設けることといたしました。

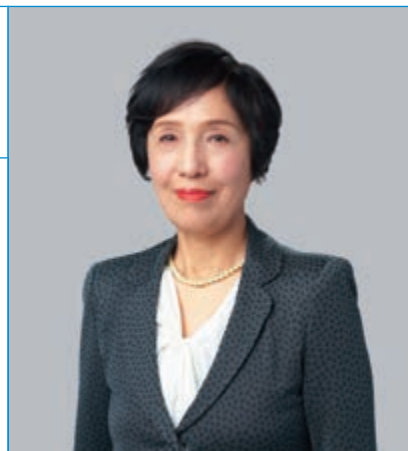
これにより、本スキル・マトリックスには、従前のスキル・マトリックスの記載と異なる箇所がございますが、これは、上記見直し等を反映した結果であり、且つ、監査役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

※ 特に期待されるスキル・経験の詳細については、25頁記載の通りであります。

候補者  
番号

1

ごとう やすこ  
**後藤 靖子** (65歳)



新任

社外

独立

生年月日 1958年2月19日  
所有する当社株式の数 0株  
在任期間 -  
取締役会の出席状況 -  
監査役会の出席状況 -  
当社における地位・担当 -  
重要な兼職の状況 (株)資生堂社外監査役  
(株)デンソー社外監査役

略 歴

1980年 4月 運輸省（現 国土交通省）入省  
2004年 6月 日本政府観光局ニューヨーク観光宣伝事務所長  
2005年 10月 山形県副知事  
2008年 7月 国土交通省北陸信越運輸局長  
2013年 7月 同省国土交通政策研究所所長  
2015年 6月 九州旅客鉄道(株)常務取締役鉄道事業本部副本部長 兼 旅行事業本部長  
2017年 6月 同社常務取締役（財務部担当CFO）  
2018年 6月 同社取締役監査等委員  
2019年 3月 (株)資生堂社外監査役 現在に至る  
2019年 6月 (株)デンソー社外監査役 現在に至る

選任理由

運輸省（現 国土交通省）初の女性キャリアとして、海外を含め様々な重職を歴任し、豊富な経験を有しておられます。退省後は、上場企業のCFOや取締役監査等委員等を経験されており、財務会計、企業倫理、危機・リスク管理に関しても高い見識を有しておられることから、当社の業務執行における適正性確保の観点から、社外監査役として適任であると考えております。

候補者  
番号

2

おのじゅんし  
**小野 純司** (62歳)

生年月日	1960年8月5日
所有する当社株式の数	0株
在任期間	-
取締役会の出席状況	-
監査役会の出席状況	-
当社における地位	-
重要な兼職の状況	有限責任あずさ監査法人パートナー（2023年6月退職予定）



新任

社外

独立

## 略 歴

1985年 10月	監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1989年 3月	公認会計士登録
2002年 5月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）社員
2007年 5月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員（現 パートナー） 現在に至る（2023年6月退職予定）
2019年 7月	同法人経営監視委員会副委員長
2020年 7月	同法人経営監視委員会委員長 現在に至る（2023年6月退職予定）

## 選任理由

長年にわたる公認会計士としての経験に基づき、財務会計、危機・リスク管理の分野で高い見識を有しておられます。これまで会社の経営に関与されたことはありませんが、当社の業務執行における適正性確保の観点から、社外監査役として適任であると考えております。

(注) 小野純司氏は、有限責任あずさ監査法人のパートナーに就任しております。当社は、同法人との間で、2020年度、2021年度及び2022年度において、コンサルティング業務委託等の取引関係がありますが、当社がこの業務の対価として同法人に支払った金額は、いずれも同法人の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。なお、同氏は、2023年6月30日をもって、同法人を退職する予定です。

## 第4号議案 取締役の固定報酬及び賞与に関する報酬額改定並びに取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は固定報酬と、業績連動報酬である賞与及び譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権(以下「譲渡制限付株式報酬」という。)で構成されており、社外取締役の報酬は固定報酬のみで構成されております。

取締役の現在の報酬額は2017年6月27日開催の第20期定時株主総会にて、固定報酬と賞与を併せて、年額6億円以内（うち社外取締役は年額6千万円以内）とし、それとは別枠で、譲渡制限付株式報酬を年額1億2千万円以内とすることで、ご承認いただいております。年額は合計7億2千万円以内となっております。

今般、当社はコーポレートガバナンス・コードの改訂など昨今の役員報酬ガバナンスを取り巻く環境の変化や長期経営計画「VISION 2030」（以下「VISION 2030」という。）の始動を受け、東証プライム市場上場会社に相応しい役員報酬ガバナンスを確立し、以て当社グループの企業価値を向上させるべく、役員報酬委員会で議論を重ね、役員報酬制度を改定することを取締役会にて決議いたしました（改定後の役員報酬制度の概要は26頁以下に記載の「当社の新しい役員報酬制度概要」をご参照下さい。）。

つきましては、当該役員報酬制度の改定に伴い、次のとおり、取締役の報酬額、譲渡制限付株式の総数の上限及び譲渡制限付株式の内容の一部を改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

### [取締役の報酬額]

項目	現	新
固定報酬	年額6億円以内	年額9億円以内 <sup>※1</sup>
賞与	（うち社外取締役は年額6千万円以内）	（うち社外取締役は年額6千万円以内）
譲渡制限付株式報酬	年額1億2千万円以内（社外取締役を除く）	年額3億5千万円以内 <sup>※1</sup> （社外取締役を除く）
合計	年額7億2千万円以内	年額12億5千万円以内

### [譲渡制限付株式の総数の上限]

現	新
対象取締役に対して発行し又は処分する当社の普通株式総数は年12万株以内 <sup>※2</sup>	対象取締役に対して発行し又は処分する当社の普通株式総数は年19万株以内 <sup>※1※2</sup>

※1 固定報酬・賞与、譲渡制限付株式報酬は、それぞれVISION 2030の業績目標であるコア営業利益2,500億円、親会社の所有者に帰属する当期利益1,400億円達成時の報酬額及び付与する譲渡制限付株式総数の上限を示します。

※2 ただし、本日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株

式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

[譲渡制限付株式の内容及び支給条件の一部改定]

項目	現	新
譲渡制限期間	3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当を受けた当社の普通株式（以下「割当株式」という。）について、譲渡、担保権設定、その他の処分をしてはならない。	当社の役職員の地位のうち、取締役会が予め定める地位である取締役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位（以下「譲渡制限地位」という。）を退任又は退職する時まで（以下「譲渡制限期間」という。）、割当を受けた当社の普通株式（以下「割当株式」という。）について、譲渡、担保権設定、その他の処分をしてはならない。
無償取得	譲渡制限期間満了前に当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡又は定年その他の正当な理由がある場合を除き、当社は割当株式を当然に無償で取得する。	譲渡制限期間中に、任期満了、死亡又は定年その他の正当な理由なく、譲渡制限地位を退任又は退職した場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合等、一定の事由が発生した場合、当社は割当株式の全部を無償で取得する。
支給条件	-	報酬ガバナンスの観点から、親会社の所有者に帰属する当期利益が、DOE（親会社の所有者に帰属する持分に対する分配率）を踏まえ設定した下限利益額を下回る場合、譲渡制限付株式報酬を支給しない。

当社は、報酬決定プロセスの客観性と透明性の更なる向上を目指し、2022年10月に役員報酬委員会の体制を見直し、委員の過半数を独立社外取締役にするとともに、委員長には独立社外取締役を選任いたしました。役員報酬制度については、この体制のもと、議論を重ね、取締役会に答申し、上述のとおり、役員報酬制度を改定することを取締役会にて決議しております。また、当該改定に伴い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針も変更しております(当該改定後の役員報酬制度の概要及び変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、26頁以下に記載の「当社の新しい役員報酬制度概要」をご参照ください。)

本議案は、当該変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って決定されており、また、役員報酬委員会においても本議案の内容について検討のうえ、変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であるとの意見を得ていることから、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役の員数は、8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は現在と同数の8名（うち社外取締役3名）となります。なお、当社の定款では、取締役の員数は12名以内と定めております。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

現在の監査役の報酬額は2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額1,100万円以内とご承認頂き、現在に至っております。

昨今は、ガバナンス体制やリスクマネジメント体制の高度化が求められており、当社においても、職務執行監査機能及び監督機能の向上や、それを通じたガバナンス、リスクマネジメントの質の向上が重要であり、それに資する専門的知見や経験を有する人材を獲得、確保できる報酬水準である必要があります。

つきましては、かかる事情を踏まえ、監査役の報酬額を現在の月額による定めから年額による定めに改め、年額1億5,600万円以内に改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、当該報酬額は、当社経営上、重要な指標であり、客観的かつ継続的に比較可能な指標である、連結営業利益またはそれに相当する指標を基準として、当社の現状の業績や目指すべき業績と同程度の国内企業（1,000億円以上～2,500億円以下）の報酬水準を踏まえ設定しております。

また、監査役は業務執行から独立した立場であることを踏まえ、報酬は引き続き固定報酬のみを支給します。

現在の監査役の員数は、5名（うち社外監査役3名）であり、第3号議案「監査役2名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査役の員数は現在と同数の5名（うち社外監査役3名）となります。なお、当社定款では、監査役の員数は6名以内と定めております。

以 上



## ご参考

### 役員選任手続き及び独立社外役員の独立性基準

#### 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続の概要

当社は、役員選任の妥当性及び透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である「人事指名委員会」を設置しております。人事指名委員会は、取締役及び監査役候補者案について、役員選任基準を勘案して審議し、取締役会に答申します。取締役会は、人事指名委員会の答申結果を最大限尊重し、取締役及び監査役候補者案を決定することとしております。また、監査役候補者については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決議します。

なお、現在の人事指名委員会は、取締役会長、取締役社長と独立社外取締役とで構成しております。

#### 独立社外役員の独立性基準

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者としております。

- (1) 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、理事、部長等業務を執行する社員）であった者
- (2) 当社を主要な取引先（\*）とする者又はその業務執行者  
（\*）当該取引先が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当社から受けた場合、当社を主要な取引先とする。
- (3) 当社の主要な取引先（\*）又はその業務執行者  
（\*）当社が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合、又は当該取引先が当社に対し、過去3事業年度のいずれかにおいて、総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。
- (4) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (5) 当社が大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (6) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (7) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- (8) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
- (9) 近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記(1)から(8)までのいずれかに該当する者
- (10) 過去3年間に於いて、上記(2)から(9)までのいずれかに該当していた者
- (11) 前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

## ご参考

### 当社取締役・監査役に特に期待されるスキル・経験

スキル・経験項目	定義
企業経営／経営企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当社グループ全体の変革に向けた、全社・長期的視点における経営ビジョンや長期/短期経営計画の策定、不確実性の高い環境の変化に即応する意思決定及び各種ステークホルダーとのエンゲージメント活動に関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
事業ポートフォリオ変革	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業ポートフォリオ変革の追求に向け、当社グループが資本を投下する注力事業ドメインにおける、経営管理及び社会課題視点のマーケティング・経営戦略策定に関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
研究開発／生産・技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2030年以降の世界を見据えた長期視点での競争優位の発現に向けた、当社の強みである保有技術を起点とする研究開発活動及びバックキャスト型で課題を設定する研究開発プロセスに関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> <li>✓ 当社グループ独自技術を活用し、更なる高付加価値化の推進や生産性向上を発現させるための戦略・計画策定と意思決定等、生産・技術分野における開発プロセスの高度化に関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
新規事業創出／M&A	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業ポートフォリオ変革やソリューション型ビジネスモデル構築による長期的な価値創造の実現に向けた、新事業創出に関する諸施策や、M&amp;A・アライアンス等の戦略策定及び統合作業等に関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
グローバルビジネス	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業ポートフォリオ変革やソリューション型ビジネスモデル構築に向けた、グローバル観点からの戦略立案、意思決定及びステークホルダーマネジメントに関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
財務・会計／ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業業績を財務・非財務双方の視点において、財務・会計の観点から、適切な形でモニタリング・レポートする一連の施策及び資本政策、投資計画、資金調達計画等、ファイナンスに関連する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ グループ・グローバルにおける、企業活動で発生し得る各種リスクに対して、統合リスク管理などのアプローチを含め、適切な形で経営陣と共有し得る全社的なリスク管理体制の構築やモニタリング活動に関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
ダイバーシティ／組織・人材マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人材戦略及び人材ポートフォリオ変革の推進や組織の多様性・公平性・包摂性の推進、自主・自律・協働を体現する企業文化の構築、人材一人ひとりのエンゲージメント向上等、人的資本経営に関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>
サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 持続的な企業価値向上の実現成否に影響を与える、近年の社会課題の潮流や社会的要請等の影響を洞察し、気候変動などの地球環境問題や人権尊重など、サステナビリティを巡る諸課題における企業活動の要諦を適切に捉えた上で、当社グループのサステナビリティへの取り組みに関する執行状況を監督し得るスキル・経験</li> </ul>

## ご参考

### 当社の新しい役員報酬制度概要

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容を含みます。)

#### 1. 役員報酬の方針

取締役の報酬方針を改定し、執行役員にも適用するとともに、社外取締役、監査役・社外監査役の報酬方針を新たに制定しました。この方針を踏まえ、具体的な報酬制度を設計しております。

役位	役員報酬の方針
取締役  執行役員	<p>当社グループは「化学の力で社会課題を解決し、多様な価値の創造を通して持続的に成長し続ける企業グループ」を目指しており、その実現を牽引する取締役及び執行役員の報酬については、以下を方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社グループの持続的な企業価値の向上に資する優秀かつ多様な人材を獲得・確保出来る競争力のある報酬制度であること。</li> <li>② 企業価値向上に向けた様々な「変革」の推進を強く動機付けることができる報酬制度であること。</li> <li>③ 企業価値向上に向けた「変革」を推進するべく、短期と中長期の財務・非財務目標（ESG目標）への果敢なチャレンジとその必達を促す報酬制度であること。</li> <li>④ 株主価値を意識し、株主と同じ目線に立った経営を促す報酬制度であること。</li> <li>⑤ 透明性、客観性、合理性、健全性の観点から、株主をはじめとした全てのステークホルダーから支持される報酬制度および報酬決定プロセスであること。</li> </ul>
社外 取締役	<p>当社経営の監督の役割を担う社外取締役の報酬については、以下を方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社経営の監督機能やガバナンス機能の向上に資する人材を獲得・確保できる報酬制度・報酬水準であること。</li> <li>② 特に以下の人材を獲得・確保できる報酬制度・報酬水準であること。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 当社経営陣の指名、評価、報酬の決定の透明性、客観性、妥当性等の向上に資する人材</li> <li>イ. 現在の事業や将来の新規事業等、当社事業について、専門的知見と経験を有し、中長期的視点をもって当社の持続的成長を導く人材</li> </ul> </li> <li>③ 客観的かつ独立した立場から職務執行を監督するという役割を踏まえ、報酬は固定報酬のみとし、業績連動報酬である賞与及び譲渡制限付株式報酬は支給しないこと。</li> </ul>

監査役	当社経営の監査・監督の役割を担う監査役・社外監査役の報酬については、以下の方針とする。
	① 職務執行監査機能及び監督機能の向上に資する人材を獲得・確保できる報酬制度・報酬水準であること。
	② 特に以下の人材を獲得・確保できる報酬制度・報酬水準であること。 ア. 法務、財務、税務、危機・リスク管理に関する専門的知見と経験を有する人材 イ. 職務執行監査及び監督を通じて当社のコンプライアンス、ガバナンスの質の向上に資する人材
	③ 客観的かつ独立した立場から職務執行を監査及び監督するという役割を踏まえ、報酬は固定報酬のみとし、業績連動報酬である賞与及び譲渡制限付株式報酬は支給しないこと。

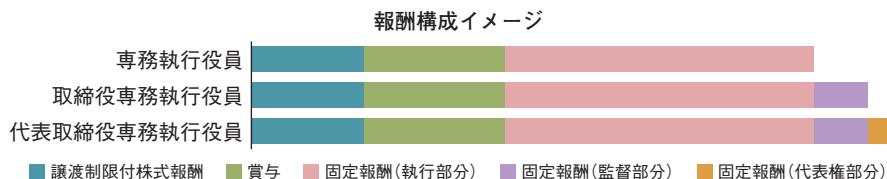
## 2. 報酬水準の考え方

当社グループの持続的な企業価値の向上に資する優秀かつ多様な人材の獲得・確保および企業価値向上に向けた様々な「変革」の推進を動機付けるため、外部調査機関の報酬データを使用し、比較対象企業を設定の上、その中で競争力のある中上位以上の報酬水準としております。比較対象企業は、当社経営上、重要な指標であり、客観的かつ継続的に比較可能な指標である、連結営業利益またはそれに相当する指標を基準として、当社の現状の業績や目指すべき業績と同程度の国内企業（1,000億円以上～2,500億円以下）を選定しております。

## 3. 報酬構成

### 1) 取締役、執行役員

ガバナンス強化かつ分かりやすい報酬体系の構築のため、従前の固定報酬を3つの部分に分離し、固定報酬（代表権部分＋監督部分＋執行部分）＋賞与＋譲渡制限付株式報酬とします。固定報酬の執行部分と業績連動報酬の賞与と譲渡制限付株式報酬は執行の対価とします。例えば代表取締役専務執行役員、取締役専務執行役員、専務執行役員では、報酬項目の違いは代表権部分と監督部分で、固定報酬の執行部分、賞与、譲渡制限付株式報酬は同額となります。



### ① 固定報酬

月例の定額報酬として支給します。ガバナンス強化のため、従前の固定報酬を代表権部分、監督部分、執行部分に分けます。執行部分の支給額は各役位により異なります。代表権部分、監督部分の支給額は役位によらず一律同じで、当社の代表権や監督への考え方及び外部調査機関のデータを踏まえ設定しております。

## ②賞与

賞与制度の概要は下表のとおりです。従前と比較して、①「フォーミュラ（算式）の改定」、②「非財務指標評価の導入」、③「賞与支給に関する上限及び下限利益額の導入」を実施しております。

賞与制度の概要	
定義	各事業年度の業績目標の着実な達成を促すための短期インセンティブ報酬
フォーミュラ	$\text{コア営業利益} \times \text{係数} \times \text{役位別係数} \times \left( \text{非財務指標評価係数} + \text{担当部門業績評価係数} \right)$
業績指標	VISION 2030の重要指標かつ事業活動の成果である「コア営業利益」とします。
係数	コア営業利益が、2025年度目標値である2,000億円を超えた場合、VISION 2030目標値である2,500億円達成をより強く動機づけるため、係数を拡大します。
評価指標	<u>非財務指標評価係数</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>VISION 2030ではマテリアリティに紐づく非財務指標を定め、財務・非財務双方から企業価値向上を目指しています。非財務指標の達成を強く促すため、特に重要な非財務指標を選定し、その達成度を評価します。</li> <li>指標例：重大事故件数、Blue Value<sup>®</sup>/Rose Value<sup>®</sup>製品売上収益比率、エンゲージメントスコア等</li> <li>評価期間は1年間（4月～翌年3月）とし、達成度評価は定められた基準に照らし、5段階で、評価係数は+20%～-20%の範囲で決定します。</li> </ul>
	<u>担当部門業績評価係数</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>期初に各人の担当部門の業績目標を設定し、期末にその達成度を評価します。</li> <li>評価期間は1年間（4月～翌年3月）とし、達成度評価は5段階で、評価係数は150%～50%の範囲で決定します。</li> </ul>
上限及び下限利益額	報酬ガバナンスの観点から、ベンチマークと比較した過度な報酬支払の抑制及び株主への配当責任を考慮し、賞与支給における上限及び下限利益額を以下のとおり定めます。（上限利益額とは賞与額が最大になる利益額、下限利益額とは賞与が発生する利益額） <ul style="list-style-type: none"> <li>上限利益額：コア営業利益3,000億円（VISION 2030の目標を踏まえ設定）</li> <li>下限利益額：コア営業利益 360億円（DOE<sup>※</sup>を踏まえ設定）</li> </ul> <small>※親会社の所有者に帰属する持分に対する分配率</small>
支給時期	定時株主総会后、年1回

### ③譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権とし、その概要は、下表のとおりです。従前と比較して、①「フォーミュラ（算式）の改定」、②「評価指標としてROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）とTSR（株主総利回り）の導入」、③「譲渡制限付株式報酬支給に関する上限及び下限利益額の導入」、④「株式の譲渡制限期間の改定」を実施しております。

譲渡制限付株式報酬制度の概要	
定義	企業価値と株主価値の向上を促すための中長期インセンティブ報酬
フォーミュラ	$\left( \left( \frac{\text{親会社の所有者に帰属する当期利益}}{\text{係数}} \right) \times \text{ROE評価係数} \right) \times \text{役位別係数} \times \text{TSR評価係数}$
業績指標	譲渡制限付株式報酬は企業価値及び株主価値向上に向けた株主との利益意識の共有を促進することが目的であることから、VISION 2030の重要指標であり、かつ株主利益と連動する親会社の所有者に帰属する当期利益を指標とします。
係数	親会社の所有者に帰属する当期利益が、2025年度目標値である1,100億円を超えた場合、VISION 2030目標値である1,400億円達成をより強く動機づけるため、係数を拡大します。
評価指標	<p><b>ROE評価係数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本収益性の効率的な向上を目指すために導入します。</li> <li>評価期間は1年間（4月～翌年3月）とし、毎年度の予算達成率を評価します。評価は3段階で、評価係数は110%～90%の範囲で決定します。</li> </ul> <p>【算式】</p> $\text{ROE予算達成率} = \frac{\text{ROE実績値}}{\text{ROE予算値}} \times 100$
	<p><b>TSR評価係数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業績に加え株価も含めた総合的な企業価値、株主価値向上を目指すために導入します。</li> <li>評価期間は1年間（4月～翌年3月）とし、当社のTSRを比較対象である「配当込みJPX日経インデックス400」のTSRと相対評価します。評価は7段階で、評価係数は130%～70%の範囲で決定します。</li> </ul> <p>【算式】</p> $\text{当社TSR} = \frac{\left( \text{終点期間の各日における株価終値平均} + \text{1株あたりの配当金} \right)}{\text{始点期間の各日における株価終値平均}} \times 100$

上限及び 下限利益額	<p>報酬ガバナンスの観点から、ベンチマークと比較した過度な報酬支払の抑制および株主への配当責任を考慮し、譲渡制限付株式報酬支給における上限及び下限利益額を以下のとおり定めます。（上限利益額とは譲渡制限付株式報酬額が最大になる利益額、下限利益額とは譲渡制限付株式報酬が発生する利益額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限利益額：親会社の所有者に帰属する当期利益2,000億円 （VISION 2030の目標を踏まえ設定）</li> <li>・ 下限利益額：親会社の所有者に帰属する当期利益 220億円 （DOE<sup>*</sup>を踏まえ設定）</li> </ul> <p><small>※親会社の所有者に帰属する持分に対する分配率</small></p>
譲渡制限 期間	<p>当社の役職員の地位のうち、取締役会が予め定める地位である取締役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位（譲渡制限地位）を退任又は退職する時までとします。</p>
支給条件	<p>報酬ガバナンスの観点から、親会社の所有者に帰属する当期利益が、DOE（親会社の所有者に帰属する持分に対する分配率）を踏まえ設定した下限利益額を下回る場合、譲渡制限付株式報酬を支給しない。</p>
支給時期	<p>年1回</p>

## 2) 社外取締役

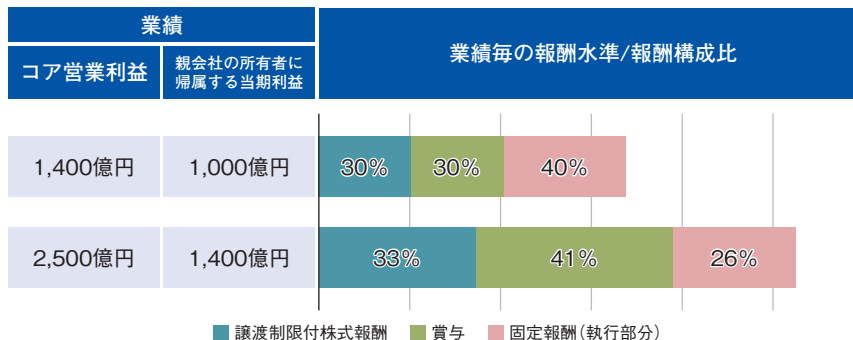
客観的かつ独立した立場から職務執行を監督することから、月例の定額報酬として固定報酬のみ支給します。

## 3) 監査役、社外監査役

客観的かつ独立した立場から職務執行を監査及び監督することから、月例の定額報酬として固定報酬のみ支給します。

## 4. 報酬構成比

取締役（社外取締役を除く。）と執行役員の固定報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬の構成比は、執行の職責が重い役位ほど変動報酬である賞与、譲渡制限付株式報酬の割合を高めます。例えば、代表取締役社長執行役員は下図のとおりです。



## 5. 報酬決定プロセス

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、独立社外取締役が過半数かつ委員長である役員報酬委員会における客観的な審議内容を踏まえて、取締役会決議により決定されるものといたします。なお、役員報酬委員会の審議においては、客観的視点及び報酬制度に関する専門的な知見や情報の提供を目的として外部専門機関の報酬アドバイザーによる助言を活用しています。



# 事業報告 (2022年4月1日～2023年3月31日)

## 1. 三井化学グループの事業について

### (1) 事業の経過及び成果

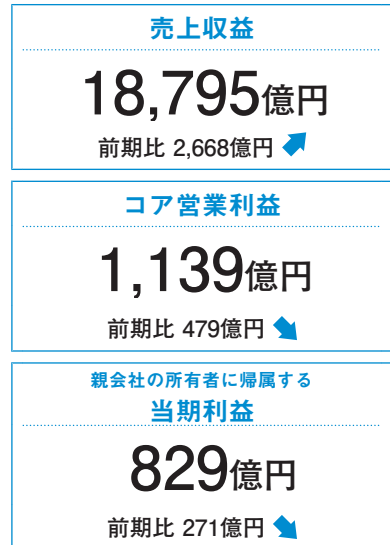
当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響緩和に伴う経済活動の回復により、景気持ち直しの動きが見られましたが、ウクライナ情勢等に起因する、欧州を中心とした原燃料価格高騰が景気を下押ししたほか、中国においては、ゼロコロナ政策は解除されたものの、断続的なロックダウンが景気に影響を与えました。

日本経済においても、経済活動の正常化が進み、景気持ち直しの動きが見られたものの、一方で、原燃料価格の高止まりや物価上昇等に伴う景気の下振れへの懸念が高まりました。

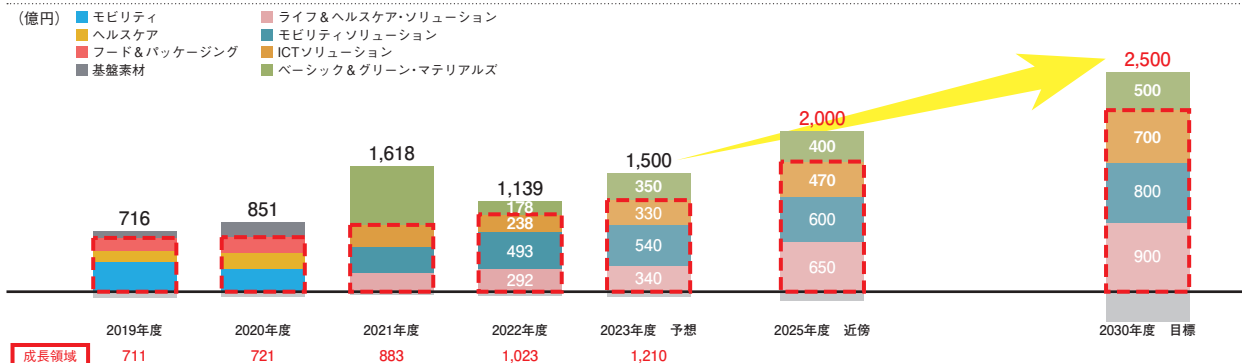
また、化学工業界においては、川下製品の需要鈍化の影響を受け、国内のナフサクラッカーの稼働率は前期に比べて低下しました。

このような情勢のもとで、当社グループは、成長領域の「ライフ&ヘルスケア・ソリューション」、「モビリティソリューション」、「ICTソリューション」の拡大・成長、「次世代事業」の創出・育成、「ベーシック&グリーン・マテリアルズ」領域の更なる競争力強化に取り組みました。

これにより、当期の当社グループの業績は、売上収益は18,795億円（対前期比2,668億円増）、コア営業利益は1,139億円（対前期比479億円減）、営業利益は1,290億円（対前期比183億円減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は829億円（対前期比271億円減）となりました。



### セグメント別営業利益／コア営業利益の推移



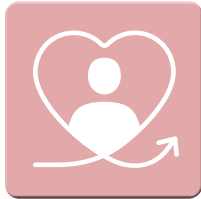
※当社は2020年度より国際財務報告基準(IFRS)を適用しております。

## 財産、損益及び主要指標の状況

事業年度	第22期 2018年4月～2019年3月	第23期 2019年4月～2020年3月	第24期 2020年4月～2021年3月	第25期 2021年4月～2022年3月	第26期 2022年4月～2023年3月
<b>日本基準</b>					
売上高 (百万円)	1,482,909	1,338,987			
営業利益 (百万円)	93,427	71,636			
経常利益 (百万円)	102,972	65,517			
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	76,115	37,944			
1株当たり当期純利益 (円)	385.60	194.94			
純資産 (百万円)	631,739	608,021			
総資産 (百万円)	1,501,074	1,480,067			
ROS (%)	6.3	5.4			
Net D/E レシオ (倍)	0.68	0.76			
ROE (%)	14.3	7.0			
設備投資額 (百万円)	61,924	76,294			
減価償却費 (百万円)	49,504	52,106			
研究開発費 (百万円)	35,833	36,368			
従業員数 (人)	17,743	17,979			
<b>国際財務報告基準 (IFRS)</b>					
売上収益 (百万円)		1,349,522	1,211,725	1,612,688	1,879,547
コア営業利益 (百万円)		72,330	85,140	161,815	113,903
営業利益 (百万円)		64,569	78,074	147,310	128,998
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)		33,970	57,873	109,990	82,936
基本的1株当たり当期利益 (円)		174.52	298.00	565.45	431.17
資本合計 (百万円)		609,707	682,157	807,122	883,303
資産合計 (百万円)		1,530,515	1,558,125	1,934,965	2,068,203
ROS (%)		5.4	7.0	10.0	6.1
Net D/E レシオ (倍)		0.81	0.60	0.75	0.77
ROE (%)		6.3	10.2	16.7	11.1
設備投資額 (百万円)		-	93,170	207,132	168,002
減価償却費 (百万円)		-	76,621	84,222	92,080
研究開発費 (百万円)		-	33,802	38,124	42,954
従業員数 (人)		-	18,051	18,780	18,933

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は第24期より国際財務報告基準 (IFRS) を適用しました。そのため、第23期までは日本基準に基づき表示しております。また、第23期決算値については、第24期との比較を目的にIFRSに基づく決算値を併記しております。



## ライフ&ヘルスケア・ソリューション



- ▶ 従業員数：3,293人(125人増)
- ▶ 事業内容：ビジョンケア材料、不織布、オーラルケア材料、パーソナルケア材料及び農業化学品の製造・販売

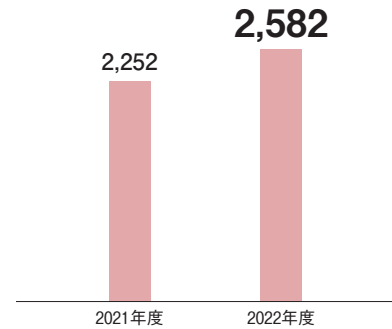
### 取り組み

先進国の少子高齢化や新興国の経済成長・人口増加に伴い、生活の質（QOL）向上や、食資源の不足等の社会課題への関心が高まっています。

世界トップシェアのビジョンケア材料では、植物由来の原料を使用した高屈折率レンズ材料「Do Green™」シリーズに屈折率1.60の「MR-160DG™」をラインナップに加え、販売を開始しました。また、子会社であるSDC Technologies, Inc.が、メガネレンズ加工機器の開発・製造・販売を行うCoburn Technologies, Inc.を買収し、メガネレンズ産業におけるソリューションビジネスを拡大しました。

農業化学品においては、子会社である三井化学クロップ&ライフソリューション(株)が、マラリア媒介蚊防除剤「VECTRON™ T500」で世界保健機関（WHO）による事前認証を取得しました。

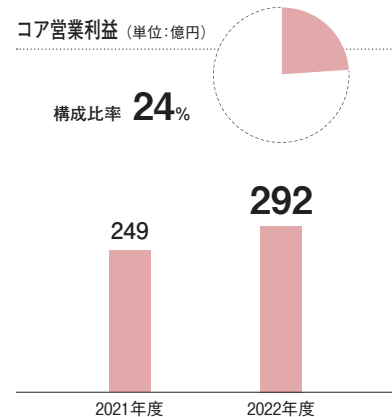
### 売上収益（単位：億円）



### 概況

- ▶ ビジョンケア材料のメガネレンズ用材料は、販売が堅調に推移しました。
- ▶ オーラルケア材料は、販売が前年同期並で推移しました。
- ▶ 農業化学品は、海外の販売が堅調に推移しました。
- ▶ 全体としては、主に農業化学品の販売が堅調に推移したことにより、コア営業利益は前期に比べ43億円増の292億円となりました。

### コア営業利益（単位：億円）





# モビリティソリューション



▶従業員数：5,962人(38人増)

▶事業内容：エラストマー、機能性コンパウンド及びポリプロピレン・コンパウンドの製造・販売  
自動車等工業製品の製品開発支援業務（ソリューション事業）

## 取り組み

自動車業界では、燃費向上ニーズや電動化へのシフトに加え、軽量化・快適性の向上といった多様化したニーズが生まれています。

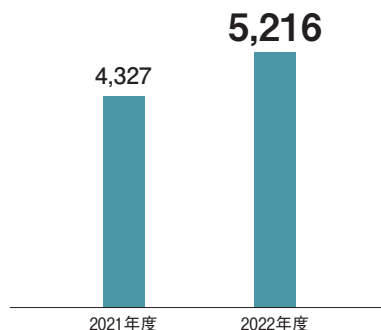
柔軟で軽量化の特長を有する「タフマー®」は、従来の自動車用部品用途に加え、太陽電池関連部材等の幅広い分野で使用されています。既存用途の伸長に対応するとともに新規用途需要の獲得を目指し、子会社のMitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd. にプラントを新設し生産能力を増強することを決定しました。また、自動車の軽量化に貢献するポリプロピレン・コンパウンドでは、世界に主要な9つの生産拠点と7つの研究拠点を有し、自動車メーカーのグローバル戦略にスピーディに対応できる体制を構築しております。

このような素材提供型ビジネスに加え、素材とサービスを融合した新たなソリューションを提供することにより、社会課題解決に貢献します。

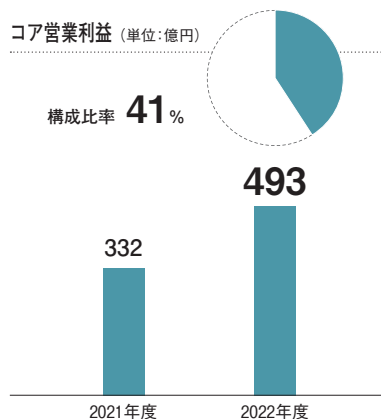
## 概況

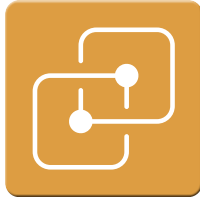
- ▶エラストマーは、価格改定及び為替差により交易条件が改善しました。
- ▶機能性コンパウンド及びPPコンパウンド事業は、自動車生産台数の回復に伴い販売が増加しました。また、価格改定及び為替差により交易条件が改善しました。
- ▶ソリューション事業は、試作・開発案件の延期等が長期化し、販売は前期並で推移しました。
- ▶全体としては、主に価格改定及び為替差により交易条件が改善したことにより、コア営業利益は前期に比べ161億円増の493億円となりました。

## 売上収益（単位：億円）



## コア営業利益（単位：億円）





# ICTソリューション



- ▶ 従業員数：2,786人(16人減)
- ▶ 事業内容：半導体・電子部品工程部材、光学材料、リチウムイオン電池材料・次世代電池材料及び高機能食品包装材料の製造・販売

## 取り組み

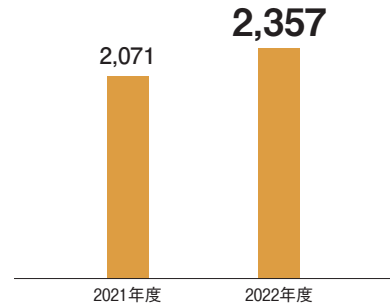
高速通信、AIの開発等、世界的なデジタル化の進展に伴い、安全・快適なインフラ、持続可能な地球環境を支えるAI、Beyond 5G等の情報通信（ICT）分野における進化の重要性が高まっております。

半導体・実装ソリューションにおいて、高度な技術と強固な技術基盤を有する旭化成(株)から、ペリクル事業を買収しました。また、半導体製造工程用の保護テープとして世界トップシェアを有する「イクロステープ®」は、2023年10月の営業運転開始を目指し、子会社である台湾東喜璐機能膜股份有限公司の製造設備の増強を行うとともに、事業領域拡大に向けて、耐熱性やピックアップ性を両立した機能性ダイシングテープや熱剥離粘着テープ等新領域への開発にも注力しております。

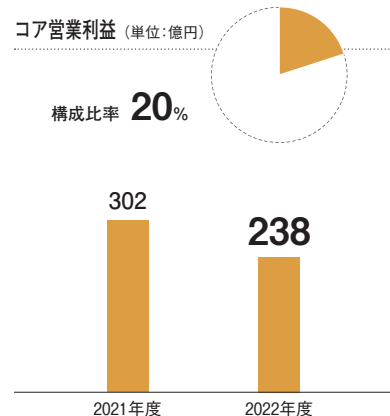
## 概況

- ▶ 半導体・光学材料及びコーティング・機能材は、販売が減少しましたが、為替差等により交易条件が改善しました。
- ▶ 産業用フィルムは、主に半導体需要鈍化の影響により販売が減少しました。
- ▶ 全体としては、為替差等により交易条件が改善したものの、主に半導体需要鈍化の影響により、コア営業利益は前期に比べ64億円減の238億円となりました。

売上収益 (単位:億円)



コア営業利益 (単位:億円)





## ベーシック&グリーン・マテリアルズ



▶従業員数：2,458人(96人減)

▶事業内容：エチレン、プロピレン、ポリエチレン、ポリプロピレン、触媒、フェノール類、高純度テフタル酸、ペット樹脂、ポリウレタン材料及び工業薬品の製造・販売

### 取り組み

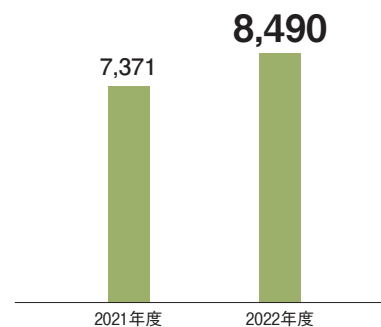
石化・基礎化学品を中心とする従来の基盤素材領域にグリーンケミカル事業を加え、事業再構築によるボラティリティ低減及びダウンフロー強化を通じた高機能・ニッチ品の拡大を進めております。その一環として、子会社であったMitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.の全株式をINEOS Holdings Limitedに売却しました。さらに、大牟田工場におけるトルエンジイソシアネートの生産能力最適化（生産能力縮小）を決定しました。

また、グリーンケミカル事業の推進加速に向けて、バイオマス原料やプラスチックリサイクル、CCUS等の幅広い分野での事業化を目指しております。当期においては、バイオマスナフサ原料となる廃食用油で東南アジア・中国地域最大級の集荷・販売会社であるApeiron AgroCommodities Pte. Ltd.へ出資しました。

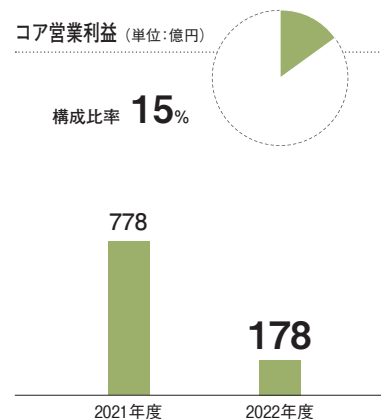
### 概況

- ▶ポリオレフィン及びフェノール類の販売は、需要鈍化の影響を受けました。
- ▶ナフサクラッカーの稼働率は、川下製品の需要鈍化の影響を受け、前期に比べ低下しました。
- ▶全体としては、ビスフェノールA等の海外市況の下落及び在庫評価益の縮小等により、コア営業利益は前期に比べ600億円減の178億円となりました。

### 売上収益（単位：億円）



### コア営業利益（単位：億円）



## その他部門

▶従業員数：4,434人(102人増)

新事業開発等を含むその他部門の売上収益は、前期に比べ44億円増の150億円となりました。一方、コア営業損失は、前期に比べ23億円増の28億円の損失となりました。



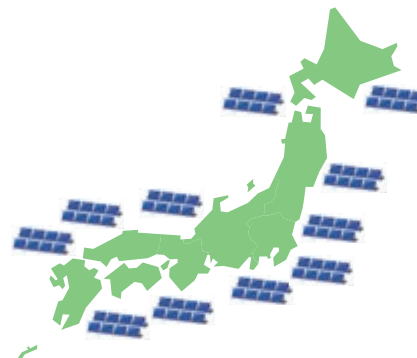
## 新事業の創出

当社は、新しいビジネスモデルの創出に取り組んでいます。その中から太陽光発電所診断事業における顧客課題の変化に応じた取り組みについて紹介します。

### ポートフォリオ太陽光発電所診断サービス開始

固定価格買取制度（FIT）が始まった2012年以降、概ね70GWの太陽光発電所が日本国内に導入されてきました。そして、稼働している太陽光発電所の売買により太陽光発電所事業の集約化が進んだ結果、発電事業者は日本全国に分散した多数の太陽光発電所（ポートフォリオ太陽光発電所）を保有することとなり、分散した発電所の効率的な管理・運用が課題となっております。

この度当社は、2014年から行っている太陽光発電所診断サービスに、AI・デジタル技術を取り入れて、効率的にポートフォリオ太陽光発電所を診断する方法を開発し、サービス提供を始めました。本サービスにより、ポートフォリオ太陽光発電所に対し、以下の二つのソリューションの提供が可能となります。



- (1)20年以上の期待発電量算出や各種設備等の評価を短期間で提供
- (2)ポートフォリオ太陽光発電所の稼働状況の見える化と改善提案

本年4月現在、既に数多くの事業者様にご活用いただき始めております。今後も当社は、太陽光発電所診断サービスの高度化・効率化を進め、政府が策定した第6次エネルギー基本計画における太陽光発電所導入量の達成に貢献してまいります。



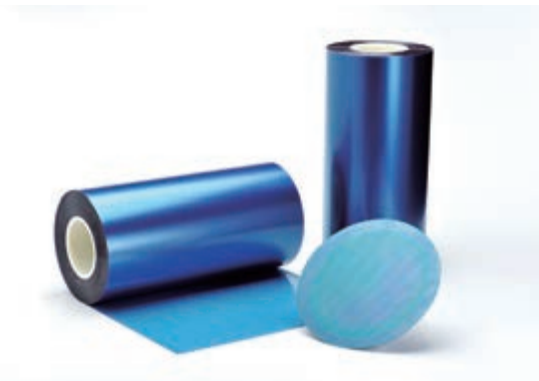
## (2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は1,680億円であり、製造設備の新增設、更新、合理化等を行いました。

その主なものは、シンガポールにおける「タフマー®」の製造設備新設、台湾における「イクロステープ®」の生産能力増強のための投資であります。



タフマー®は、柔軟で軽量な高性能エラストマーであり、自動車材、太陽電池関連部材等の幅広い用途で使用されています。



イクロステープ®は、半導体の製造工程に用いる保護テープであり、裏面研削工程用テープとして世界トップシェアです。

## (3) 資金調達の状況

当社は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により、所要資金を賄いました。このうち、当社において、2023年3月1日に150億円の無担保社債を発行しております。

なお、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ796億円増加し、7,947億円となりました。

## (4) 重要な組織再編等の状況

- ①当社は、当社及びSKC Co., Ltd.のポリウレタン原料事業を統合した共同支配企業であるMitsui Chemicals & SKC Polyurethanes Inc.の合弁契約を解消することを決定し、2022年7月14日をもってSKC Co., Ltd.より出資金の払い戻しを受け、合弁解消の一連の手続を完了しました。
- ②当社は、当社の連結子会社であったMitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.の全株式を、2023年3月31日をもって、INEOS Holdings Limitedに譲渡しました。



## (5) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

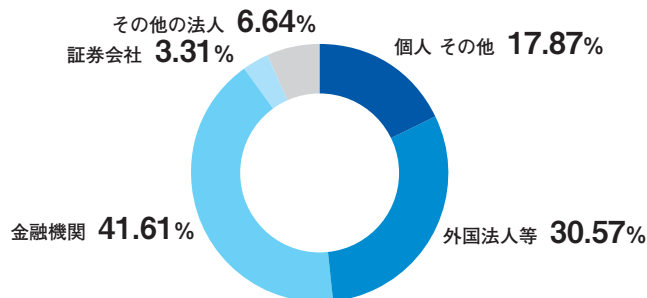
借入先	借入額(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	35,860
株式会社三井住友銀行	34,703
三井住友信託銀行株式会社	30,555
株式会社山口銀行	27,930
農林中央金庫	24,070

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。  
三井住友信託銀行株式会社：11,000百万円 / 株式会社山口銀行：17,580百万円

#### (6) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 600,000,000株  
 ②発行済株式の総数 200,763,815株  
 ③株主数 72,894人 (対前期末比976人減)

#### ▶株主構成



#### ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,006	17.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,575	9.77
三井物産株式会社	3,474	1.82
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)	3,474	1.82
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,325	1.74
三井化学取引先持株会	2,674	1.40
株式会社かんぽ生命保険	2,642	1.39
株式会社三井住友銀行	2,600	1.36
農林中央金庫	2,546	1.33
大樹生命保険株式会社	2,524	1.32

#### ⑤その他株式に関する重要な事項

- ・当社は、2022年6月24日の取締役会決議に基づき、取締役 (社外取締役を除く。) 及び執行役員に対して、次のとおり、譲渡制限付株式報酬として、普通株式を発行しました。
  - ・取締役(5名) : 40,300株
  - ・執行役員(22名) : 70,200株
- ・当社は、2022年11月8日の取締役会決議に基づき、2022年12月8日において自己株式の消却を、2022年11月9日から2023年2月28日までの期間において自己株式の取得を実施しました。消却した株式の総数は4,000,000株、取得した株式の総数は3,274,400株、株式の取得価額の総額は9,999,845,447円です。

(注) 1. 株式の状況については、当社単体の内容を記載しております。

2. 株主構成の「個人 その他」には、当社の自己株式としての保有分 (5.33%) が含まれております。

3. 大株主の持株比率は、自己株式 (10,697,729株) を控除して計算しております。当社は、10,697,729株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## (7) 主要な事業所及び重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

## (当社)

- ①本 社 (東京都)
- ②支 店 名古屋支店 (名古屋市) 大阪支店 (大阪市) 福岡支店 (福岡市)
- ③工 場 市原工場 (千葉県市原市) 茂原分工場 (千葉県茂原市) 名古屋工場 (名古屋市)  
大阪工場 (大阪府高石市) 岩国大竹工場 (山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市)  
徳山分工場 (山口県周南市) 大牟田工場 (福岡県大牟田市)
- ④研究開発本部 袖ヶ浦センター (千葉県袖ヶ浦市)
- ⑤海外事務所 北京事務所

## (子会社)

事業部門	会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
ライフ & ヘルス スケアソリュ ーション	三井化学クロップ&ライフソリュ ーション株式会社	東京都 中央区	350	100.00	農業化学品の製造及び販売
	三井化学ファイン株式会社	東京都 中央区	400	100.00	精密化学品・無機化学品の販売
	Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	タイ	1,310 百万タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
	SDC Technologies, Inc.	米国	84 百万米ドル	100.00	プラスチック、ガラス等のコーティング材料の製 造及び販売
	Kulzer, LLC	米国	6 百万米ドル	100.00	米国における歯科材料の製造及び販売
	Kulzer GmbH	ドイツ	25 百万ユーロ	100.00	ドイツにおける歯科材料の製造及び販売
モビリティ ソリューション	株式会社アーク	大阪市	2,000	100.00	自動車等工業製品の開発支援
	ジャパンコンポジット株式会社	東京都 中央区	1,005	65.00	不飽和ポリエステル樹脂及び成形材料の製造及び 販売
	三井化学産資株式会社	東京都 文京区	400	100.00	合成樹脂系の土木建築資材及び配管資材の製造及 び販売
	共和工業株式会社	新潟県 三条市	95	100.00	金型の製造及び販売
	三井化学複合塑料(中山)有限公司	中国	117 百万人民元	63.00	中国におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	96 百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造 及び販売
	Grand Siam Composites Co., Ltd.	タイ	64 百万タイバーツ	47.13	東南アジア地域におけるPPコンパウンドの製造及 び販売

事業部門	会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
モビリティソ リューション	Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	インド	2,450 百万インドルピー	83.96	インドにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
	ARRK CORPORATION (THAILAND) LTD.	タイ	1,180 百万タイバート	100.00	東南アジア地域における自動車等工業製品の新品開発支援
	Advanced Composites, Inc.	米国	13 百万米ドル	68.75	米国におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Advanced Composites Mexicana S.A. de C.V.	メキシコ	3 百万米ドル	68.75	メキシコにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Prime Advanced Composites Europe B.V.	オランダ	18 百万ユーロ	81.50	欧州におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	ARRK Product Development Group Ltd.	英国	20 百万ポンド	100.00	株式会社アークの欧州における事業統括
	Mitsui Prime Advanced Composites do Brasil Indústria e Comércio de Compostos Plásticos S.A.	ブラジル	107 百万レアル	93.00	ブラジルにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
ICTソリューシ ョン	三井化学東セロ株式会社	東京都千代田区	3,450	100.00	合成樹脂フィルム等の製造、加工及び販売
	台灣東喜璐機能膜股份有限公司	台湾	950 百万台湾ドル	100.00	台湾における半導体製造用保護テープの製造及び販売
	Anderson Development Company	米国	1 百万米ドル	100.00	特殊化学品の製造及び販売
ベーシック& グリーンマテ リアルズ	株式会社プライムポリマー	東京都中央区	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
	日本エポリュウ株式会社	東京都中央区	100	48.75	メタロセンポリマーの製造及び販売
	本州化学工業株式会社	東京都中央区	1,501	51.00	高機能樹脂、電子材料、医薬品、農薬などの原料となるファインケミカル製品の製造及び販売
	下関三井化学株式会社	山口県下関市	490	100.00	燐系製品及びガス製品の製造及び販売
	Prime Evolve Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	115 百万米ドル	52.00	東南アジア地域におけるメタロセンポリマーの製造及び販売
その他	三井化学(中国)管理有限公司	中国	59 百万人民元	100.00	中国における事業統括
	台湾三井化学股份有限公司	台湾	28 百万台湾ドル	100.00	台湾における当社製品の販売
	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.	シンガポール	2 百万米ドル	100.00	東南アジア地域における事業統括
	Mitsui Chemicals America, Inc.	米国	5 百万米ドル	100.00	米州における事業統括
	Mitsui Chemicals Europe GmbH	ドイツ	1 百万ユーロ	100.00	欧州における事業統括

(注) 1. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。

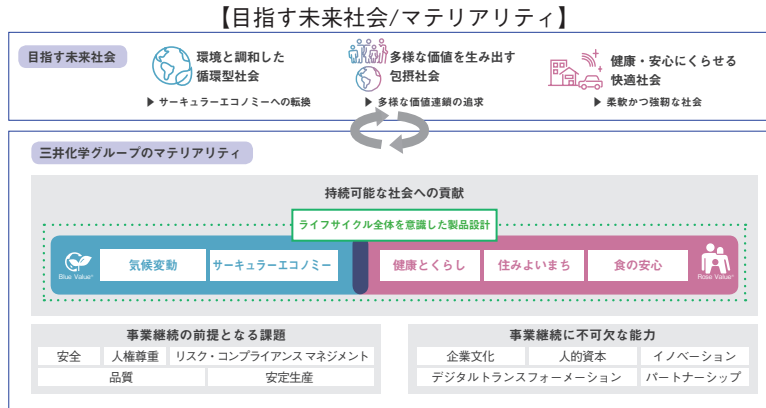
2. 資本金は、小数点以下を四捨五入により表示しております。

3. Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd. につきましては、2023年3月31日付で全株式をINEOS Holdings Limited に売却したため、重要な子会社から除外いたしました。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業グループ理念として掲げ、ESGを中核に据えた経営を行っていくことで、事業活動を通じた社会課題解決に取り組んでおります。また、目指すべき企業グループ像として、「化学の力で社会課題を解決し、多様な価値の創造を通して持続的に成長し続ける企業グループ」を掲げております。

2021年度に策定した長期経営計画「VISION 2030」では、当社グループが目指す未来社会「環境と調和した循環型社会」「健康・安心にさせる快適社会」、「多様な価値を生み出す包摂社会」の実現に向けて、取り組むべきマテリアリティ(重要課題)を特定し、それを前提に5つの基本戦略を策定しました。「社会課題視点」、「ソリューション型ビジネスモデル」、「サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を全社・全事業に展開して従来型の素材提供型ビジネスからの転換を図るとともに、強靱な「経営基盤・事業基盤」を構築し、変革を加速してまいります。



また、マテリアリティに紐づくKPIを非財務指標として定めました。KPIマネジメントを推進することにより、事業・機能部門の相互連携を強化し、VISION 2030の実行力の強化に取り組んでおります（各KPIと目標は45頁以下ご参照）。

### 〈経営環境〉

2023年度の世界経済は、ウクライナ危機の長期化、欧米における金利上昇等による世界的なリセッションリスクの発現等が懸念されるものの、中国の経済再開やインフレ率の緩やかな低下等もあり、回復基調となることが見込まれます。

日本経済においても、上記リスクに加え、為替や原燃料価格の変動を受けた業績悪化も懸念されますが、コロナ禍による経済活動への制約がほぼ解消されることもあり、回復基調となることが見込まれます。

化学工業界においても、為替や原燃料価格の変動の影響が懸念されますが、景気の持ち直しの動きに伴う需要拡大が見込まれます。

### 〈重点課題〉

#### ①財務目標

- ・事業環境変化を踏まえたキャッシュフローマネジメントの徹底(資源投入の優先順位付)と投資の確実な回収
- ・成長領域における事業領域の拡大・深耕による更なる成長実現
- ・ベーシック&グリーン・マテリアルズにおける事業再構築及びダウンフロー強化による高機能品拡大
- ・ソリューション型ビジネスモデルの構築

#### ②非財務目標

- ・グループ全体の安全文化の醸成（「安全は全てに優先する」の徹底と自主改善活動推進）
- ・サプライチェーン全体を俯瞰した品質マネジメント体制構築に向けた設計・開発プロセスの改善・強化
- ・VISION 2030の実現に向けた新しい取り組みや果敢なチャレンジを通じた、従業員のエンゲージメント向上
- ・Blue Value<sup>®</sup>及びRose Value<sup>®</sup>製品・サービスの創出・拡大の推進
- ・2050カーボンニュートラルの実現及びサーキュラーエコミー対応製品・ビジネスの拡大に向けた方策の具体化
- ・新たな価値創造に向けたオープンイノベーションの推進、具体策の実行と、Beyond2030に向けて解決すべき社会課題の抽出
- ・デジタルリテラシーの向上等を通じた業務変革の推進、開発力の強化、事業モデル変革による、コーポレートトランスフォーメーションの実現加速
- ・留意すべき人権課題抽出に向けた取り組みの推進と、バリューチェーン全体を通じた責任あるビジネスの追求







### 【VISION 2030 計数目標(KPI)/投資資源配分】

財務KPI	目標(2030年)
コア営業利益	2,500億円
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,400億円
ROIC	8.0%以上
Net D/E	0.8以下
ROE	10%以上
総還元性向	30.0%以上

投資資源配分	
成長投資枠 1.8兆円(10年間)	戦略投資枠： 9,000億円
	自力成長投資： 9,000億円

マテリアリティ	非財務KPI	目標 (2030年)
【持続可能な社会への貢献】 ・気候変動 ・サーキュラーエコノミー ・健康とくらし ・住みよいまち ・食の安心 ・ライフサイクル全体を 意識した製品設計	Blue Value <sup>®</sup> 製品売上収益比率	40%
	Rose Value <sup>®</sup> 製品売上収益比率	40%
	GHG排出量削減率(Scope1、2)	40% (2013年度比)
【事業継続の前提となる課題】		
人権尊重	人権リスクへの対応	国内外全拠点での人権デュー・ディリジェンス システム構築によるリスク把握と是正
安全	重大事故・重大労災件数	
リスク・コンプライアンス マネジメント	重大な法令・ルール違反数	ゼロ (VISION 2030期間を通じて)
品質	PL事故、重大品質インシデント件数	100件 (2021~2030年の累計)
安定生産	AI・IoTを中心とした先進生産技術の実装件数	
【事業継続に不可欠な能力】		
企業文化	エンゲージメント調査	エンゲージメントスコア50%
人的資本	戦略重要ポジション後継者候補準備率	250%
	執行役員多様化(女性・外国籍・中途採用)	10名以上 (うち、女性3名以上：当社単体)
	女性管理職(課長級以上)比率	15% (当社単体)
	生活習慣病平均有所見率	8%以下 (当社単体)
	メンタル不調休業強度率	0.25 (当社単体)
デジタルトランスフォーメーション	データサイエンティスト数	165名 (2025年度)
イノベーション	パイプラインの充実	事業部所管テーマ数2倍以上 (2020年度比)
パートナーシップ	未来技術創生センターにおける開発新領域数	
	持続可能な調達	持続可能な調達率80%

## ▶ 業績予想 (単位：億円)

	2022年度 連結業績	2023年度 連結業績予想
売上収益	18,795	19,000 
コア営業利益	1,139	1,500 
営業利益	1,290	1,450 
親会社の所有者に帰属する当期利益	829	1,000 
ROA	5.7%	7.1% 
ROE	11.1%	12.3% 

## 当社グループのサステナビリティ方針

当社グループは、ESGを中核に据えた経営により、社会価値向上と企業価値向上の双方の両立を目指し、VISION 2030において、ESG要素の経営/戦略への組み込みのさらなる具体化、実行フェーズへの移行を進めています。

また、財務・非財務は互いになくしてはならないものと認識しており、次の方針の下、当社グループのサステナビリティ経営を推進しています。

### 三井化学グループのサステナビリティ経営の考え方

SDGs等で示されているグローバルなESG課題に対し、  
下記を通じて、社会および当社グループの持続可能な発展を目指します。

- ◆ビジネス機会を探索し、事業活動を通じた課題解決を図る
- ◆当社グループの将来リスクを認識し、企業として遵守すべき社会的責任を果たしていく

#### 「財務・非財務の統合」志向

- **非財務は財務の基盤である。**  
当社グループは「事業継続の前提として取り組むべき課題」に対応し、信頼を醸成する。
- **非財務は将来の財務である。**  
当社グループは「事業継続に不可欠な能力」を向上し、成長を加速する。
- **非財務と財務は相互に関与している。**  
当社グループは「持続可能な社会への貢献」を通じ、利益を最大化する。

なお、当社グループでは、2018年より、経営において重要な各種ESGに関連するテーマにつき、全社戦略会議やESG推進委員会等で対応の方向性を討議しております。さらに、その討議結果のうち、特に重要な事項に係る方針・戦略・計画は、経営会議や取締役会に諮り承認を受けます。承認された方針・戦略・計画は、各部門の戦略に落とし込み、実行に向け具体的な取り組みを進めております。



## 2. 三井化学のコーポレートガバナンスについて

### (1) コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

三井化学グループは、「経営ビジョン」（企業グループ理念及び目指すべき企業グループ像）の実現に向けた事業活動を行う中で、実効的なコーポレートガバナンスの実現のための取り組みを実施することにより、

- 1) 株主をはじめとした当社グループの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させること
- 2) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行える体制を構築すること

等を通して、当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値向上が実現できるものと認識しています。したがって、当社は、コーポレートガバナンスの充実を、経営の最重要課題のひとつであると位置付けて、その実現に向け取り組んでいます。

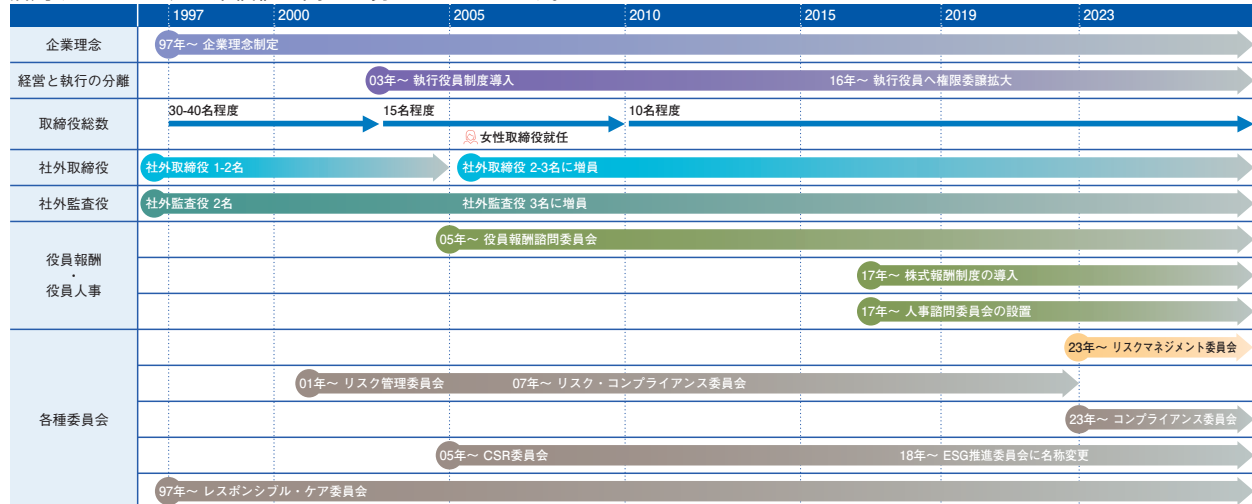
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針等については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」としてとりまとめ、当社ホームページに公表しています。

### (2) 当社コーポレートガバナンス改革の歴史

三井化学発足以降、より実効性の高いコーポレートガバナンスを目指して、改革を続けてまいりました。

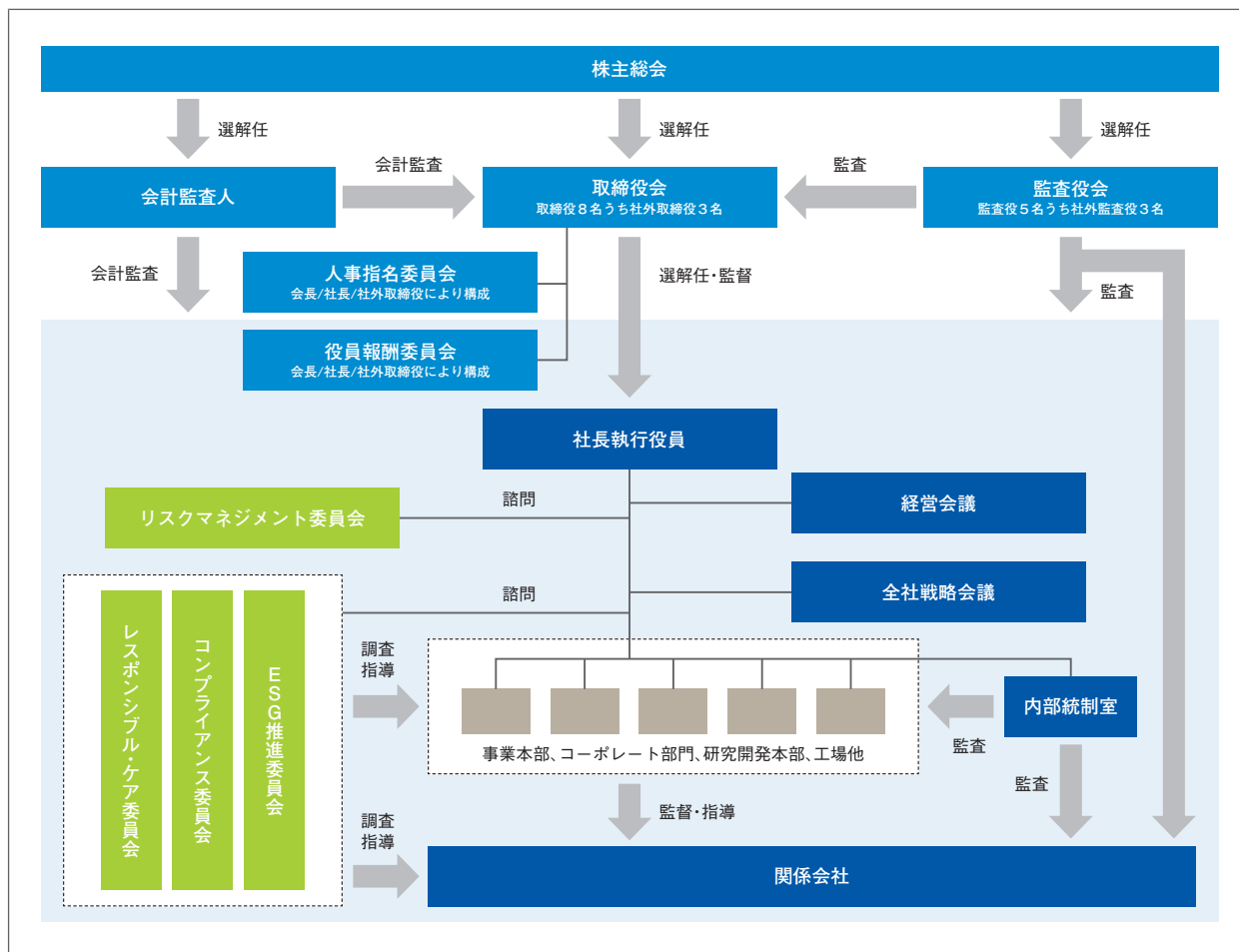
当社は、2023年3月31日開催の取締役会において、新たなリスクマネジメントシステムを構築し、2023年度より運用を開始することを決定しました。本システムでは、リスクを「経営戦略・目標の達成に影響を与える当社グループを取り巻く事象がもたらす不確実性及び変化」と定義し、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」で各担当役員の所掌領域のリスクを網羅的に把握し優先順位付けを行い、経営会議の審議を経て取締役会にて「全社重点リスク」として決定します。全社重点リスクは、経営計画システムに展開され、テイクあるいは回避すべきリスクとして可視化しつつ、事業運営、資源投入等の意思決定に活用します。また、リスクマネジメント委員会は、全社重点リスクの審議に加え、個別重点リスクの対応方針の討議、全社リスクマネジメントの継続的な見直しを行います。

当社は、本システムを適切に運用し、当社グループを取り巻くリスクによる脅威を最小化するとともに、機会を最大限に活用することで、企業価値の向上に努めてまいります。



### (3) コーポレートガバナンス体制

当社においては、業務執行から独立した社外取締役を含む取締役会が、経営の重要な意思決定並びに各取締役の職務執行及び執行役員等の職務の監督を行っています。また、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会が、各取締役の職務執行状況等の監査を実施しています。このような機関設計のもと、社則に基づく職務権限及び意思決定ルールの明確化、執行役員制度の導入による経営監督と業務執行の役割分担の明確化、経営会議における重要事項の審議、全社戦略会議における全社視点に立った戦略討議等により、円滑・効率的な経営を目指しています。また、監査役機能の重視、内部監査部門による業務の適正性監査、確実なリスク管理等を基にした内部統制システムにより、健全性・適正性の確保に努めています。



#### (4) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	淡 輪 敏	KDDI(株)社外取締役
代表取締役 社長執行役員	橋 本 修	業務執行全般統括（CEO）
代表取締役 専務執行役員	芳 野 正	CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポンシブル・ケア委員会担当、研究開発本部、生産・技術本部及びベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部管掌
取締役 専務執行役員	中 島 一	CFO、経理部、総務・法務部及びリスク・コンプライアンス委員会担当
取締役 専務執行役員	安 藤 嘉 規	CHRO 人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、コーポレートコミュニケーション部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America及びMitsui Chemicals Europe担当
取締役	吉 丸 由紀子	積水ハウス(株)社外取締役 ダイワボウホールディングス(株)社外取締役
取締役	馬 淵 晃	
取締役	三 村 孝 仁	テルモ(株)顧問、(株)オートバックスセブン社外取締役
常勤監査役	久 保 雅 晴	
常勤監査役	西 尾 寛	
監査役	新 保 克 芳	新保法律事務所弁護士 (株)三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 (株)ヤクルト本社社外取締役
監査役	徳 田 省 三	伊藤忠エネクス(株)社外監査役
監査役	藤 塚 主 夫	(株)小松製作所顧問 ヤマハ(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち吉丸由紀子氏、馬淵晃氏及び三村孝仁氏は、社外取締役であります。また、当社は吉丸由紀子氏、馬淵晃氏及び三村孝仁氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
2. 監査役のうち新保克芳氏、徳田省三氏及び藤塚主夫氏は、社外監査役であります。また、当社は新保克芳氏、徳田省三氏及び藤塚主夫氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
3. 監査役徳田省三氏及び藤塚主夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 徳田省三氏は、公認会計士の資格を有しており、長年にわたり監査法人において幅広い経験を重ねています。
  - ・ 藤塚主夫氏は、上場企業の経営者及びCFOとして幅広い経験を重ねています。
4. 取締役淡輪敏氏は、2022年6月に重要な兼職であるKDDI(株)社外取締役に就任しております。
5. 取締役三村孝仁氏は、2022年6月に重要な兼職であるテルモ(株)取締役顧問を退任し、同社顧問に就任しております。また、同氏は、2022年6月に(株)オートボックスセブン社外取締役に就任しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補償の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について填補されません。

④会社役員職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の故意、違法な私利供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
8. 2023年4月1日をもって、社外取締役以外の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	淡 輪 敏	KDDI(株)社外取締役
代表取締役 社長執行役員	橋 本 修	業務執行全般統括 (CEO)
代表取締役 専務執行役員	芳 野 正	CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポンスブル・ケア委員会担当 研究開発本部、生産・技術本部、ベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部及びグリーンケミカル事業推進室管掌
代表取締役 専務執行役員	中 島 一	CFO 経理部、総務・法務部、コーポレートコミュニケーション部及びコンプライアンス委員会担当
取締役 専務執行役員	安 藤 嘉 規	CHRO 人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America及びMitsui Chemicals Europe担当

## (5) 執行役員の状況（2023年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	橋本 修	業務執行全般統括（CEO）
専務執行役員	芳野 正	CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポンシブル・ケア委員会担当、研究開発本部、生産・技術本部、ベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部及びグリーンケミカル事業推進室管掌
専務執行役員	安藤 嘉規	CHRO 人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America及びMitsui Chemicals Europe担当
専務執行役員	平原 彰男	ICTソリューション事業本部長
専務執行役員	中島 一	CFO 経理部、総務・法務部、コーポレートコミュニケーション部及びコンプライアンス委員会担当
常務執行役員	柴田 真吾	研究開発本部長 知的財産部担当
常務執行役員	小守谷 敦	モビリティソリューション事業本部長 名古屋支店担当
常務執行役員	田中 久義	ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部長
常務執行役員	細見 泰弘	生産・技術本部長 市原工場、名古屋工場、大阪工場、岩国大竹工場及び大牟田工場担当
常務執行役員	吉住 文男	ベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部長 大阪支店及び福岡支店担当
常務執行役員	伊澤 一雅	CSO 経営企画部、リスクマネジメント委員会、ESG推進室及びESG推進委員会担当
常務執行役員	三瓶 雅夫	CDO デジタルトランスフォーメーション推進本部長
執行役員待遇嘱託	小澤 敏	三井化学クロップ&ライフソリューション(株)社長
執行役員待遇嘱託	藤本 健介	(株)プライムポリマー社長
執行役員待遇嘱託	松坂 繁治	三井化学東セロ(株)社長
執行役員	松崎 宏	中国総代表
執行役員	林田 博巳	ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長
執行役員	岡田 一成	大阪工場長
執行役員	船越 広充	ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長
執行役員	鶴田 智	大牟田工場長
執行役員	右田 健	人事部長
執行役員	善光 洋文	研究開発本部副本部長 兼 同本部ICTソリューション研究センター長
執行役員	吉田 修	経理部長
執行役員	阿部 真二	市原工場長
執行役員	松江 香織	生産・技術本部生産・技術企画部長
執行役員	Antonios GRIGORIOU	米州総代表 兼 Mitsui Chemicals America, Inc. 社長
執行役員	浦川 俊也	デジタルトランスフォーメーション推進本部副本部長 兼 同本部デジタルトランスフォーメーション企画管理部長
執行役員	高妻 泰久	岩国大竹工場長
執行役員	市村 聡	経営企画部長
執行役員	坂本 晃大	CTO付 グリーンケミカル事業推進室担当

## (6) 役員報酬制度の概要

### 〈役員報酬の内容の決定に関する方針等（2023年3月31日現在）〉

当社は、取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容につき、取締役会の諮問機関である役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ◆取締役(社外取締役を除く。)の報酬については、以下を基本方針としております。
  - ・経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結び付くものであること
  - ・会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
  - ・上位職ほど、企業の中長期的成長への貢献要素を反映したものであり、株主との価値共有を深めることができること
  - ・株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること
- ◆取締役(社外取締役を除く。)の具体的な報酬は、a.固定報酬、b.賞与(業績連動報酬)及びc.譲渡制限付株式報酬で構成することとしております。報酬等の決定にあたっては、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、外部専門機関による他社水準の調査等を活用し、適正な水準に設定することとしております。
  - a. 固定報酬(基本報酬)
    - 月例の定額報酬であり、役位に応じて決定する。
  - b. 賞与
    - ・業績達成への短期インセンティブとして賞与を支給する。
    - ・全社業績目標達成へのインセンティブを高めるため、より一層、業績連動性を反映する仕組みとして「コア営業利益」を指標としたフォーミュラを用いて基礎額を算定する。その上で、業績目標の達成度等を加味し、各人別の賞与額を決定する。
      - i) 基礎額算定のフォーミュラ  
コア営業利益 × 係数 × 役位別係数
      - ii) 各人別の賞与額の決定
        - i) のフォーミュラに基づく算定額を基礎に業績目標の達成状況を加味して各人別の賞与額を決定する。
    - ・2022年度における業績指標(コア営業利益)の実績は1,139億円となりました。
  - c. 譲渡制限付株式報酬
    - 2017年6月27日開催の第20期定時株主総会における決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入している。
      - i) 本制度の対象者  
当社取締役(社外取締役を除く。)
      - ii) 当社が対象者に支給する金銭報酬債権  
当社取締役会決議に基づき、対象者に年額1億2千万円の枠内で金銭報酬債権を支給する。

## iii) 当社が発行又は処分する株式の総数

- ・対象者は、ii)で対象者に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。
- ・対象者が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年12万株以内とする。但し、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。
- ・上記の当社普通株式に関する1株当たりの払込金額は、金銭報酬債権支給及び譲渡制限付株式の発行又は処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎とする。

## iv) 譲渡制限期間

当社の取締役会が3年間から5年間までの間で予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、対象者は割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

## v) 譲渡制限の解除

- ・対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位(以下「譲渡制限地位」という。)にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ・但し、対象者が任期満了、死亡又は定年その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整する。

## vi) 没收理由

対象者が、任期満了、死亡又は定年その他正当な理由なく、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限地位を退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

◆社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬(月例定額)のみで構成し、報酬の水準は、外部専門機関による他社水準の調査等を活用し、適正な水準に設定することとしております。

**(取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項)**

区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役	固定報酬	年額6億円以内(うち社外取締役は年額6千万円以内)	2017年6月27日 第20期定時株主総会	取締役8名(うち社外取締役3名)
	賞与			
	譲渡制限付株式報酬	年額1億2千万円以内		
監査役	固定報酬	月額1.1千万円以内	2005年6月28日 第8期定時株主総会	監査役5名(うち社外監査役3名)

### 〈取締役及び監査役の報酬等の総額〉

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役(うち社外取締役)	10 (4)	550 (40)	306 (40)	129 (－)	115 (－)
監査役(うち社外監査役)	6 (3)	103 (40)	103 (40)	－ (－)	－ (－)
合計(うち社外役員)	16 (7)	653 (79)	410 (79)	129 (－)	115 (－)

(注) 1. 上記の金額には、2022年6月24日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名に対する2022年4月から退任時までの支給額が含まれております。

2. 上記の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与の予定額が含まれております。

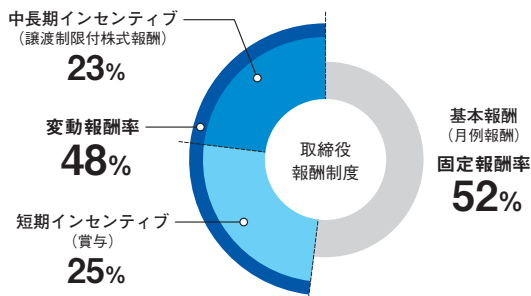
2023年3月31日現在在任中の取締役5名：127百万円

2022年6月24日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(2022年4月から退任時までの分)：2百万円

3. 上記の支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式付与のための報酬の費用計上額が含まれております。

2023年3月31日現在在任中の取締役5名：115百万円

### 〈2022年度 取締役(社外取締役を除く)に対する変動報酬と固定報酬の割合〉



### 〈当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由〉

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決定された決定方針と整合していることや、役員報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、当事業年度末日の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更しており、上記の取締役賞与は、変更後の当該決定方針に基づき支給いたします(変更後の当該決定方針は、26頁以下に記載の「当社の新しい役員報酬制度概要」をご参照下さい。)












## (7) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重要な兼職	当該他の法人等との関係
取締役 吉丸 由紀子	積水ハウス(株) 社外取締役	特別な関係はありません。
	ダイワボウホールディングス(株) 社外取締役	特別な関係はありません。
取締役 三村 孝仁	テルモ(株)顧問	取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
	(株)オートバックスセブン社外取締役	特別な関係はありません。
監査役 新保 克芳	新保法律事務所 弁護士	特別な関係はありません。
	(株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役	(株)三井住友フィナンシャルグループとの間で取引関係があり、また、(株)三井住友銀行から借入がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
	(株)ヤクルト本社 社外取締役	特別な関係はありません。
監査役 徳田 省三	伊藤忠エネクス(株) 社外監査役	取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
監査役 藤塚 主夫	(株)小松製作所 顧問	特別な関係はありません。
	ヤマハ(株) 社外取締役	特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会出席状況（注1）		監査役会出席状況	
取締役 吉丸 由紀子		13 / 13	—	
	<b>取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</b> ダイバーシティ推進をはじめとする他の会社の役員としての経験と豊富な国際経験に基づき、業務執行の妥当性やグローバルの視点、ダイバーシティの観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全て（人事指名委員会5回、役員報酬委員会8回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。			
取締役 馬 潤 晃		13 / 13	—	
	<b>取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</b> 企業経営者としての豊富な経験とモビリティ分野に関する高い見識に基づき、当社経営全体を客観的に評価し積極的に課題やリスクを把握し、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全て（人事指名委員会5回、役員報酬委員会8回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。なお、当事業年度からは役員報酬委員会の委員長に就任し、役員報酬制度に関する適切な議論の実現に尽力しております。（注2）			
取締役 三村 孝 仁		11 / 11	—	
	<b>取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</b> 企業経営者としての豊富な経験、業界団体トップとしての活動経験やヘルスケア分野に関する高い見識に基づき、当社経営全体を客観的に評価し本質的な課題やリスクを把握し、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として、当社取締役就任後に開催された委員会全て（人事指名委員会5回、役員報酬委員会6回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。			
監査役 新保 克 芳		12 / 13		16 / 17
	<b>取締役会及び監査役会における発言状況及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要</b> 長年にわたる弁護士としての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担いました。（注2）			

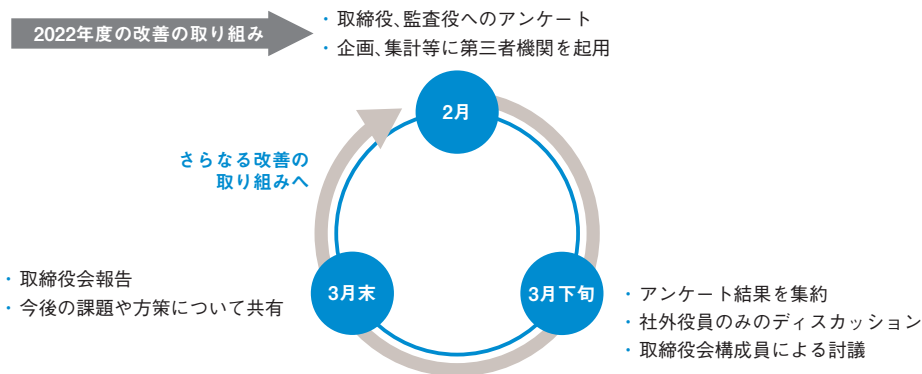
監査役 徳田省三	 13/13	 17/17
<b>取締役会及び監査役会における発言状況及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要</b>		
長年にわたる公認会計士としての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担いました。（注2）		
監査役 藤塚主夫	 13/13	 17/17
<b>取締役会及び監査役会における発言状況及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要</b>		
上場企業経営者及びCFOとしての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担いました。（注2）		

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 2022年10月に役員報酬委員会の体制を見直しました。構成員は、取締役会長、取締役社長及び独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役としました。また、委員長には独立社外取締役を選任いたしました。

## (8) 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、毎年、取締役及び監査役の自己評価、社外役員のためのディスカッション、取締役会構成員による討議等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の改善に取り組んでいます。

### 〈2022年度取締役会の実効性評価の方法〉



### 〈2022年度実施した取り組み〉

- ① モニタリングの充実 職務執行状況報告、M&A案件のPMI状況、VISION 2030進捗状況、非財務KPI等、重要事項のモニタリングの機会の充実化を図りました。
- ② リスクマネジメントの充実 全社の重点リスクを網羅的に把握し、優先順位付を行い、改善を図る新たなリスクマネジメントシステムを構築し、2023年度より運用を開始します。本システム構築にあたっては、全社戦略会議や取締役会メンバーへの事前の説明・共有の場等で議論を重ねました。
- ③ 社外役員への事前説明 重要な事項については、事前説明を複数回行い、討議の上で審議を行う段取りとする等、十分に議論が尽くされるよう運営を工夫しました。また、実体感のある、より本質的な議論の実現のため、社外役員による現地視察等も実施しました。

### 〈評価結果及び今後の取り組み〉

2022年度においては、取締役及び監査役の自己評価の点数は概ね前年度並みの結果でした。また、取締役会の監督機能を高めるという趣旨に沿った施策の実行により、改善が進み活性化されていることを確認し、取締役会の実効性は前年に引き続き十分確保されていると評価しています。

#### 今後の課題

- ①VISION 2030の進捗に伴う案件の増加、多様化に対する、より実効的な取締役会の運営の実現
- ②新たに構築したリスクマネジメントシステムへの取締役会としての関与及び運用に対するモニタリング
- ③株主・投資家と社外役員のコミュニケーションの充実

当社は毎年の実効性評価を踏まえ、当社取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜検討し、実行していきます。

## (9) 会計監査人の状況

### 〈名称〉

EY新日本有限責任監査法人

### 〈会計監査人の報酬等の額〉

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	288百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	463百万円

- (注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
3. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より聴取を行い、会計監査人の独立性、専門性、監査の品質を確認し、監査計画の内容や監査時間の妥当性、会計監査人の職務の遂行状況を検討の上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### 〈会計監査人の非監査業務の内容〉

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務調査等についての対価を支払っております。

### 〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

### 〈会計監査人の責任限定契約の内容の概要〉

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

# 連結計算書類

連結財政状態計算書（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>	<b>2,068,203</b>	<b>負 債</b>	<b>1,184,900</b>
<b>流動資産</b>	<b>1,094,286</b>	<b>流動負債</b>	<b>695,444</b>
現金及び現金同等物	186,310	営業債務	164,267
営業債権	352,181	社債及び借入金	368,463
棚卸資産	441,949	未払法人所得税	7,416
その他の金融資産	76,409	その他の金融負債	112,933
その他の流動資産	37,437	引当金	2,349
		その他の流動負債	40,016
<b>非流動資産</b>	<b>973,917</b>	<b>非流動負債</b>	<b>489,456</b>
有形固定資産	553,332	社債及び借入金	369,786
使用権資産	47,555	その他の金融負債	57,174
のれん	19,338	退職給付に係る負債	20,242
無形資産	48,137	引当金	6,101
投資不動産	21,713	繰延税金負債	35,162
持分法で会計処理されている投資	148,892	その他の非流動負債	991
その他の金融資産	58,518	<b>資 本</b>	<b>883,303</b>
退職給付に係る資産	61,036	<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>786,827</b>
繰延税金資産	10,270	資本金	125,572
その他の非流動資産	5,126	資本剰余金	57,778
		自己株式	△32,704
<b>合 計</b>	<b>2,068,203</b>	利益剰余金	575,125
		その他の資本の構成要素	61,056
		<b>非支配持分</b>	<b>96,476</b>
		<b>合 計</b>	<b>2,068,203</b>

## 連結損益計算書（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位:百万円）

科 目	金 額
<b>売上収益</b>	<b>1,879,547</b>
売上原価	△1,498,054
<b>売上総利益</b>	<b>381,493</b>
販売費及び一般管理費	△284,589
その他の営業収益	28,325
その他の営業費用	△17,924
持分法による投資利益	21,693
<b>営業利益</b>	<b>128,998</b>
金融収益	5,678
金融費用	△17,398
<b>税引前利益</b>	<b>117,278</b>
法人所得税費用	△27,140
<b>当期利益</b>	<b>90,138</b>
<b>当期利益の帰属</b>	
親会社の所有者	82,936
非支配持分	7,202
<b>当期利益</b>	<b>90,138</b>

# 計算書類

貸借対照表（2023年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>	<b>1,311,626</b>	<b>負債の部</b>	<b>907,204</b>
<b>流動資産</b>	<b>545,258</b>	<b>流動負債</b>	<b>533,792</b>
現金及び預金	34,275	買掛金	104,210
電子記録債権	1,252	短期借入金	113,950
売掛金	198,732	1年内返済予定の長期借入金	37,100
商品及び製品	110,805	コマーシャル・ペーパー	140,000
仕掛品	3,064	リース債務	394
原材料及び貯蔵品	59,720	未払金	73,057
前渡金	1,882	未払費用	10,523
前払費用	2,759	未払法人税等	704
短期貸付金	20,502	前受金	101
未収入金	105,692	預り金	36,964
未収法人税等	4,203	役員賞与引当金	139
その他	3,293	修繕引当金	14,236
貸倒引当金	△ 921	債務保証等損失引当金	1,070
<b>固定資産</b>	<b>766,368</b>	本社移転損失引当金	481
<b>有形固定資産</b>	<b>320,263</b>	資産除去債務	729
建物	44,387	その他	134
構築物	32,514	<b>固定負債</b>	<b>373,412</b>
機械及び装置	84,315	社債	130,000
車両運搬具	116	長期借入金	225,250
工具、器具及び備品	7,114	リース債務	3,968
土地	135,205	退職給付引当金	2,756
リース資産	2,338	修繕引当金	2,179
建設仮勘定	14,274	環境対策引当金	181
<b>無形固定資産</b>	<b>9,803</b>	債務保証等損失引当金	3,340
工業所有権	821	資産除去債務	1,162
諸利用権	90	その他	4,576
ソフトウェア	8,892	<b>純資産の部</b>	<b>404,422</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>436,302</b>	<b>株主資本</b>	<b>401,824</b>
投資有価証券	24,752	<b>資本金</b>	<b>125,572</b>
関係会社株式	257,299	<b>資本剰余金</b>	<b>77,513</b>
出資金	0	資本準備金	54,301
関係会社出資金	52,036	その他資本剰余金	23,212
長期貸付金	3,027	<b>利益剰余金</b>	<b>231,443</b>
破産更生債権等	47	利益準備金	12,506
関係会社長期貸付金	57,896	その他利益剰余金	218,937
長期前払費用	386	配当引当積立金	10,000
前払年金費用	49,283	別途積立金	28,070
繰延税金資産	1,023	特定株式取得積立金	244
その他	13,974	繰越利益剰余金	180,623
貸倒引当金	△ 23,421	<b>自己株式</b>	△ 32,704
<b>合計</b>	<b>1,311,626</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,598</b>
		その他有価証券評価差額金	2,598
		<b>合計</b>	<b>1,311,626</b>



## 損益計算書（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		954,943
売上原価		831,884
売上総利益		123,059
販売費及び一般管理費		113,791
営業利益		9,268
営業外収益		
受取利息及び配当金	53,397	
受取賃貸料	1,332	
為替差益	326	
その他	2,049	57,104
営業外費用		
支払利息	3,094	
休止費用	2,820	
貸倒引当金繰入額	10,909	
債務保証等損失引当金繰入額	4,005	
その他	2,654	23,482
経常利益		42,890
特別利益		
固定資産売却益	102	
関係会社株式売却益	23,199	
関係会社有償減資払戻差益	6,801	30,102
特別損失		
固定資産処分損	4,314	
固定資産売却損	36	
減損損失	2,292	
投資有価証券評価損	1,174	
関係会社株式評価損	10,529	
関係会社出資金評価損	390	18,735
税引前当期純利益		54,257
法人税、住民税及び事業税	4,546	
法人税等調整額	1,018	5,564
当期純利益		48,693

# 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

三井化学株式会社  
代表取締役社長 橋本 修 殿

EY新日本有限責任監査法人  
東 京 事 務 所  
指定有限責任社員 公認会計士 由良 知久  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中野 強  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 金澤 聡  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

三井化学株式会社  
代表取締役社長 橋本 修 殿

E Y新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 由良 知久  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中野 強  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 金澤 聡  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の所管部門から管理状況の報告を受ける他、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めるとともに、一部子会社を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役 久保雅晴 印

常勤監査役 西尾 寛 印

社外監査役 新保克芳 印

社外監査役 徳田省三 印

社外監査役 藤塚主夫 印

以 上

# 第26期定時株主総会 会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号  
コレド室町1（4階）日本橋三井ホール TEL. 03-5200-3211  
(コレド日本橋、コレド室町2・3とお間違えないようお願い申し上げます。)

交通 **地下鉄** 銀座線・半蔵門線「三越前駅」A6出口隣より直結  
**JR** 総武快速線「新日本橋駅」(銀座線・半蔵門線「三越前駅」方面へ地下通路経由にて徒歩3分)



コレド室町1